

4 ひきこもり支援に関する社会資源調査

「3 ひきこもり当事者・家族の実態調査」で把握された結果を反映させる形で、ひきこもり支援に関係する各機関・団体における相談等の支援状況の把握、各機関・団体の担当者の声を把握するために、以下の調査を実施した。

(1)「ひきこもり支援に関する社会資源調査」の概要

【目的】

- 1 ひきこもり支援に関連する機関・団体の支援の現状や抱えている問題意識等を把握し、県内において取り組むべき課題を集約する。
- 2 ひきこもり支援に関する社会資源の周知・普及をはかるためのガイドブック作成の情報を得る。

【経過】

県ひきこもり支援連絡協議会で「ひきこもりに関する実態調査」を平成26年度より2か年計画で行うこととし、「ひきこもり調査専門部会」が設けられ調査票の作成や調査実施の手続きの検討を重ねた。平成26年度に実施の「当事者・家族調査」で知り得た結果を反映させる形で、平成27年度は地域の社会資源に対する調査票の内容、調査方法の実施について検討を行った。(平成27年度内に専門部会を6回実施)

【調査内容】

ひきこもりの専門である・専門でない等、ひきこもり支援に関するそれぞれの機関や団体の立ち位置はそれぞれ異なると考えられるため、別表のとおり機関や団体の性質により質問内容を組み合わせた調査票を作成して配布している。

なお、各機関・団体にひきこもりの支援の現状を尋ね得られる情報は、その一部はそのままひきこもり支援を求める人にとってガイドブックとして用いられる情報とも考えられるため、本調査の目的の2にあるようにガイドブック作成の情報としても収集した。具体的には調査票を【様式1】と【様式2】とに分け、【様式1】についてはほぼそのままの形を平成28年度以降にガイドブックに掲載する内容として記載を依頼した。【様式2】については、報告などで公開する場合に個別の機関・団体の回答と特定できないような形で集計して掲載するとして記載を依頼した。

【調査方法】

社会資源調査内容対照表にあるとおり、質問項目と対象を組み合わせた調査票を作成し、回答を依頼した。ただし、教育領域に関しては県教育庁担当者からの聞きとり、また情報提供を依頼した。

【調査期間】

平成27年11月～12月

【調査対象・その回答状況】

領域	含まれる機関・団体	調査対象となる実績等の集計期間	対象数	回答数	回答率
			A	B	B/A
支援団体	当事者団体等を含む団体・NPO	平成26年4月～27年3月	37	12	32.4
支援機関	県子ども・若者総合相談センター	〃	1	1	100.0
	市立保健所	〃	2	2	100.0
	県立保健所	〃	8	8	100.0
	長崎こども・女性・障害者支援センター(ひきこもり部門)	〃	1	1	100.0
	児童相談所	〃	2	2	100.0
福祉事務所	県市町福祉事務所	平成27年4月～27年9月	17	17	100.0
市町窓口	市町(福祉、保健部局等)	平成26年4月～27年3月	19	19	100.0
精神科等医療機関	精神科等医療機関	〃	96	54	56.3
就労関係機関	若者サポートステーション	〃	3	3	100.0
	フレッシュワーク	〃	4	2	50.0
	ハローワーク	〃	15	10	66.7
	障害者職業センター	〃	1	1	100.0
	障害者就業・生活支援センター	〃	4	3	75.0
サポート校等	サポート校等	〃	6	4	66.7

【調査項目】

”社会資源調査内容対照表” 中の項目と番号	趣旨
団体・機関紹介(A4 2面)	団体や機関がそれぞれ行っている支援の内容について、一般にも公開できるようなかたちでの紹介文を求めている。(A4 2面分のパターンと、数行程度のパターン)
団体・機関紹介 (数行程度)	
医療機能情報	「児童思春期外来」「児童思春期入院」「心理検査実施」「発達障害の診断・治療」「カウンセリング」「デイケア」「ひきこもりへの往診」「ひきこもりへの訪問看護」「家族の自費相談」等、不登校やひきこもりへの対応に関連する機能について、各医療機関が実施しているかその有無を尋ねている。
「ひきこもり」 「不登校」の相談者	厚生労働省の「ひきこもり」、文部科学省「不登校」の定義を例示し、それら相談者等の数、関係機関との連携の状況について尋ねている。
「ひきこもり」 「不登校」を主訴とした患者	厚生労働省の「ひきこもり」、文部科学省「不登校」の定義を例示し、それらを主訴とした患者の数、関係機関との連携の状況について尋ねている。
「ひきこもり」 「不登校」を背景とした相談者	厚生労働省の「ひきこもり」、文部科学省「不登校」の定義を例示し、それらの背景があることがわかった利用者の数、関係機関との連携の状況について尋ねている。
ひきこもり支援団体・機関なら ではの取組み	日頃、不登校やひきこもりを支援している団体・機関が、それら対象に向けて行っている取組み(アウトリーチ、居場所提供、職場体験等)の内容について尋ねている。
生活困窮者自立支援制度の 取組み	生活困窮者自立支援制度における、任意事業の取組み状況を探っている。制度については4(2)オ福祉事務所の項を参照
ひきこもりサポーター派遣事業 の計画の有無	厚生労働省が主唱し市町村が実施主体となっている”ひきこもりサポーター派遣事業”については、各市町にその実施計画の有無を探っている。4(2)エ市町窓口の項を参照。
発達障害者の対応に関する 所感・発達障害者に向けた取 組み	ひきこもりの相談の背景に発達障害があると考えられる方の相談状況について尋ねている。また、各機関で発達障害者に向けたとりくみがあればそれを探っている。
市町窓口と自立相談支援機 関の連携状況	同じ自治体内でひきこもりや不登校の相談がありうる窓口どうしでの日頃の連携体制があるかどうかを探っている。
地域内業務連絡会議の必要 性	ひきこもりに関係した相談対応で、日ごろの支援活動を円滑に図るために、地域の中で関係機関・団体と業務連絡会議を行う必要があるかを探っている。
地域内ケース検討会議の必要 性	個別の支援が必要なケースについて、地域の中で関係機関・団体とケース支援会議を行う必要があるかを探っている。
相談対応時の地域の連携先	ふだんの相談対応時に連携している地域の社会資源について尋ねている。
地域内支援体制への意見	精神科等医療機関、サポート校等、就労支援機関等のそれぞれ専門分化した機関に対し、地域の支援体制についての意見を尋ねている。
行政が行う研修内容への要 望	行政が行う研修について、どのような内容の研修を希望するかを探っている。

名称	送付した様式	【様式1】関連		相認者数関連		取組み		【様式2】関連		地域内連携			研修			
		ガイドブック掲載情報	団体・機関紹介	医療機能情報	「ひきこもり」「不登校」を主とした相談者	「ひきこもり」「不登校」を主とした相談者	アウトリーチ、居場所提供、職場体験等	生活困難者自立支援制度の取組み	ひきこもりサポーター派遣事業の計画の有無	発達障害者に対する対応	市町窓口と自立相談支援機関の連携状況	地域内業務連絡会議の必要性		地域内ケース検討会議の必要性	相談対応時の連携先の連携先	地域内支援体制への意見
対象者 含まれる機関や団体 (家族会、当事者会 含む) ・NPO	【様式1】 (公開)	【様式2】 (公開) (内容は検討)	団体・機関 (A4 2面紹介)	医療機能情報	「ひきこもり」「不登校」を主とした相談者	「ひきこもり」「不登校」を主とした相談者	アウトリーチ、居場所提供、職場体験等	生活困難者自立支援制度の取組み	ひきこもりサポーター派遣事業の計画の有無	発達障害者に対する対応	市町窓口と自立相談支援機関の連携状況	地域内業務連絡会議の必要性	地域内ケース検討会議の必要性	相談対応時の連携先の連携先	地域内支援体制への意見	行政が行う研修内容への要望
支援団体	37															
支援機関	13		(支援団体の項目に同じ)													
福祉事務所	17															
市町窓口	19															
精神科等医療機関	96															
サポート校等	6															
就労関係機関	27															
学校領域関係	県内小・中・高等学校 (公立のみ)															

教育庁児童生徒支援室に不登校児童、生徒への対応状況をきとり、また情報提供を依頼

図表の見かたについて

4 ひきこもり支援に関する社会資源調査では、下の集計様式を多用しており、それぞれの欄の記入にあたっては下記のような例示をもとに、集計を依頼したものである。

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
市	男性	10代								
		20代								
		30代								
		40代以上								
		年齢不明								
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	10代								
		20代								
		30代								
		40代以上								
		年齢不明								
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	

(例) ひきこもる男性25歳のAさんは相談には来ないが、そのAさんのことで母親のBさんが2回(1月6日と1月8日)、姉のCさんが1回(1月6日)面接相談に訪れた

「男性20代」の「面接相談」の欄に

「実1 延3 (Bさんの2回+Cさんの1回)」を記入

(例) ひきこもる男性34歳のDさんと、その妹で同じくひきこもる女性28歳のEさんの自宅への家庭訪問を1月7日と2月6日に行い、2回とも本人達と対面はできなかったものの本人たちへ手紙を残し、父親のFさんと母親のGさんから相談を受けた

「男性30代」の「訪問指導(アウトリーチ)」の欄に

「実1 延6 (D,F,Gさん×2回)」を記入

また、「女性20代」の「訪問指導(アウトリーチ)」の欄に

「実1 延6 (E,F,Gさん×2回)」を記入

(例) ひきこもりの45歳女性のHさんから市役所のPCに宛てたメールの受信が10回あり、その返事を6回返信した。

「女性40代」の「メール相談」の欄に「実1 延10」を記入

(2) ひきこもり支援に関する社会資源調査結果 (支援機関別結果)

ア 中核市等市立保健所、県立保健所

中核市等の市立保健所については、長崎市保健所、佐世保市保健所ともに下記のような経過でひきこもりに対する相談支援を開始している。

長崎市保健所は平成 16 年 7 月からひきこもり家族学習会開催開始をもって事業を開始。

佐世保市保健所は平成 14 年度からひきこもり家族への支援事業として事業 (ひきこもり家族の集まり) を開始。その目的としては ・ 家族同士の情報交換や交流の場をもつことで、ひきこもりへの理解を深め、不安や焦りを軽減し、お互いに支え合うこと また ・ 若年の精神病性疾患の早期受診につなげる機会とすること があった。

県立保健所については、平成 14 年度から県立保健所が保健所単独事業として事業実施、家族のつどいや当事者のつどいを実施していた。その後平成 22 年度から「長崎県ひきこもり対策推進事業」として、まず家族支援を中心に行うという方針をもとに、「ひきこもり家族教室」を県下全域において各保健所で実施することをめざした (市保健所のある長崎市、佐世保市をのぞく)。 (その推移については、4 (3) ウ 家族への支援 心理教育的な支援 の項を参照)

そしてこのような「ひきこもり家族教室」の実施をきっかけに、8 か所の各県立保健所でひきこもりの相談支援事業を始めた。また平成 25 年度から 8 か所の県立保健所は、「県ひきこもり地域支援センター」として、保健所圏域でのひきこもりの相談窓口となっている。

(ア) 相談支援の状況・訪問指導 (アウトリーチ)

県立保健所、市保健所の相談支援・訪問指導 (アウトリーチ) 状況は下記の表のとおりである。

- ・ 県立保健所では県立保健所の面接相談の実数が 34 人、電話相談が 43 人と突出して多い。
- ・ 県立保健所で面接相談の実数が 1 桁の保健所は 7 保健所である。電話相談の実数が 1 桁の保健所は 6 保健所である。
- ・ 県立の離島保健所の面接相談、電話相談の相談者実数は、いずれの保健所も 1 桁である。
- ・ メール相談の件数はいずれの保健所も 0 である。
- ・ 訪問指導 (アウトリーチ) については、全ての保健所で訪問指導 (アウトリーチ) がなされている。回数では佐世保市保健所が訪問指導の実数が 38 と突出して多い。

< 長崎市保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	3	3	0	0	2	6	0	0
	20代	2	2	0	0	2	2	2	2
	30代	4	4	0	0	2	2	3	5
	40代以上	2	3	0	0	7	13	4	6
	年齢不明	0	0	0	0	2	2	2	3
	合計	11	12	0	0	15	25	11	16
女性	10代	2	2	0	0	3	3	0	0
	20代	3	5	0	0	1	1	0	0
	30代	1	2	1	2	1	1	0	0
	40代以上	6	7	0	0	2	5	2	2
	年齢不明	1	1	0	0	0	0	0	0
	合計	13	17	1	2	7	10	2	2

< 佐世保市保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	1	2	0	0	4	6	1	1
	20代	0	0	1	2	0	0	3	13
	30代	1	1	0	0	4	9	3	8
	40代以上	4	7	0	0	7	11	9	46
	年齢不明	1	1	0	0	1	1	2	3
	合計	7	11	1	2	16	27	18	71
女性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	3	6	0	0	2	2	1	3
	30代	1	1	0	0	4	5	6	11
	40代以上	2	3	0	0	8	16	13	48
	年齢不明	2	2	0	0	1	1	0	0
	合計	8	12	0	0	15	24	20	62

< 西彼保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	1	2	0	0	0	0	0	0
	30代	0	1	0	0	0	0	1	6
	40代以上	1	1	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	4	4	0	0
	合計	2	4	0	0	4	4	1	6
女性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	1	1	0	0	3	3	0	0
	合計	1	1	0	0	3	3	0	0

< 県央保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	1	1	0	0	2	5	0	0
	20代	9	14	0	0	10	26	2	6
	30代	9	13	0	0	8	17	1	2
	40代以上	8	11	0	0	7	16	0	0
	年齢不明	1	1	0	0	0	0	0	0
	合計	28	40	0	0	27	64	3	8
女性	10代	1	1	0	0	1	5	1	5
	20代	2	3	0	0	3	54	1	3
	30代	3	6	0	0	6	7	2	5
	40代以上	0	0	0	0	1	9	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
	合計	6	10	0	0	12	76	4	13
性別年齢不明						4	4		

< 県南保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	1	1	0	0	2	3	0	0
	20代	0	0	0	0	2	2	0	0
	30代	0	0	0	0	4	4	1	1
	40代以上	3	7	0	0	3	5	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
	合計	4	8	0	0	12	15	1	1
女性	10代	1	3	0	0	1	17	0	0
	20代	1	3	0	0	1	1	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	1	3	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
	合計	2	6	0	0	4	22	0	0

< 県北保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	1	2	0	0	1	2	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	1	3	1	7
	年齢不明	1	1	0	0	0	0	0	0
	合計	2	3	0	0	2	5	1	7
女性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
	合計	0	0	0	0	1	1	0	0

< 五島保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	1	1	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	0	0	0	0
女性	10代	1	1	0	0	1	1	1	1
	20代	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	2	2	0	0	1	2	1	3
	40代以上	1	4	0	0	1	1	1	2
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	7	0	0	3	4	3	6

< 上五島保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	1	1	0	0	1	1	0	0
	20代	0	0	0	0	1	1	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	1	1	1	2
	年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
	合計	1	1	0	0	4	4	1	2
女性	10代	3	6	0	0	1	1	1	1
	20代	2	2	0	0	1	1	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5	8	0	0	2	2	1	1

< 壱岐保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	3	4	0	0	2	11	1	1
	20代	2	3	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	2	3	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5	7	0	0	4	14	1	1
女性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	1	1	0	0	1	4	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	1	4	0	0

< 対馬保健所 >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	1	1	0	0	1	1	1	1
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	1	1	1	1
女性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	1	1	0	0	0	0	1	1
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	0	0	0	0	1	1

< 県立保健所(計) >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	6	7	0	0	7	20	1	1
	20代	14	22	0	0	14	31	2	6
	30代	10	15	0	0	13	22	4	10
	40代以上	12	19	0	0	14	28	2	9
	年齢不明	2	2	0	0	6	6	0	0
	合計	44	65	0	0	54	107	9	26
女性	10代	6	11	0	0	4	24	3	7
	20代	6	9	0	0	5	56	2	4
	30代	6	9	0	0	8	13	3	8
	40代以上	1	4	0	0	3	13	1	2
	年齢不明	1	1	0	0	6	6	0	0
	合計	20	34	0	0	26	112	9	21
性別年齢不明			0	0		4	4		

< 県内保健所(市保健所 + 県立保健所)(計) >

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	10	12	0	0	13	32	2	2
	20代	16	24	1	2	16	33	7	21
	30代	15	20	0	0	19	33	10	23
	40代以上	18	29	0	0	28	52	15	61
	年齢不明	3	3	0	0	9	9	4	6
	合計	62	88	1	2	85	159	38	113
女性	10代	8	13	0	0	7	27	3	7
	20代	12	20	0	0	8	59	3	7
	30代	8	12	1	2	13	19	9	19
	40代以上	9	14	0	0	13	34	16	52
	年齢不明	4	4	0	0	7	7	0	0
	合計	41	63	1	2	48	146	31	85
性別年齢不明						4	4		

(イ) 家族への支援

- ・ 相談支援や訪問支援以外で、家族会・家族のつどいの実施については市立保健所では長崎市・佐世保市保健所とも、県立保健所では県央保健所、県南保健所の2保健所で実施されている。また、県立保健所は心理教育的な支援としての「ひきこもり家族教室」を実施しているが、その詳細については4(3)ウ 家族への支援を参照。

家族会・家族のつどいについて(保健所)

	実施している	実施していない
値	5	5
パーセンテージ	50.0	50.0

実施にあたり、保健所が感じる困難は(未実施の保健所含む)

- ・ 参加者がおらず、つどいの継続が難しい。
- ・ 相談件数および把握ケース数が少なく、申し込みもないため、開催が難しい。
- ・ ひきこもりの段階や背景の違いで共感できないとの声も上がることもある。

(ウ) 本人への居場所の提供

- ・ 佐世保市保健所が民間委託し当事者の居場所を開催、また県央保健所が当事者のつどい「すずめの会」を開催している。

居場所の提供について(保健所)

	実施している	必要性を感じているが実施していない	必要性を感じておらず実施していない
値	2	2	6
パーセンテージ	20.0	20.0	60.0

実施にあたり、保健所が感じる困難は(未実施の保健所含む)

- ・ 相談件数が少ないため、居場所の提供、また、実施にあたってのニーズ把握が困難。
- ・ 他機関において本人向けの居場所を提供している。
- ・ 家族に居場所の紹介を行うが、本人が参加に至らないことが多い。

(エ) 就労支援に関する取り組み

- ・ 就労支援に関し、職場体験や職場訪問を実施している県保健所や市保健所はなく、またその必要性を感じていない保健所が過半数であった。

職場体験・職場訪問の実施について(保健所)

	実施している	必要性を感じているが実施していない	必要性を感じておらず実施していない
値	0	4	6
パーセンテージ	0.0	40.0	60.0

実施にあたり、保健所が感じる困難は（未実施の保健所含む）

- ・ 市が行う役割ではなく、NPO 法人や若者サポートステーションやひきこもり地域支援センターが担うべき役割であるもので、市として取り組みを行う必要性を感じない。
- ・ 管内の他機関において職場体験や職場訪問を実施している。

（オ） ピアサポート活動への支援について

- ・ ピアサポート活動については、実施している保健所はなかった。

ピアサポート活動への支援について（保健所）

	実施している	実施していない
値	0	10
パーセンテージ	0.0	100.0

実施にあたり、保健所が感じる困難等（未実施の保健所含む）

- ・ 現在、管内にピアサポーターとして活動可能な当事者がいない。
- ・ 精神障害者当事者のピアカウンセリングを実施している。ピアサポーターの中には、ひきこもり経験者があり、ひきこもりの方の相談に応じたいと思っている方もいる。

（カ） 発達障害と思われる方の多さ、発達障害の特性の故に支援に困難を感じること

- ・ 発達障害と思われる方の多さについてとても多い～多いとした保健所が3保健所、ほとんどないとした保健所が1保健所だった。その特性の故に支援に困難を感じる事がとても多い、多い、ほとんどないとした保健所がそれぞれ1保健所だった。

相談者の中に発達障害と思われる方（保健所）

	とても多い	多い	少ない	ほとんどない	わからない
値	1	2	0	1	6
パーセンテージ	10.0	20.0	0.0	10.0	60.0

発達障害の特性の故に支援に困難を感じること（保健所）

	とても多い	多い	少ない	ほとんどない	わからない
値	1	1	0	1	7
パーセンテージ	10.0	10.0	0.0	10.0	70.0

どのような困難を感じるか

- ・ コミュニケーションのとり方が難しく、関係を築きにくい。本人にストレスがかかると行動化しやすい印象を受ける。
- ・ 二次障害として副次的に生じる被害的な思考や対人恐怖等に特性、その他、家庭内暴力等により、本人と接触し信頼関係を構築し、支援に繋げることに時間を要する。

(キ) ひきこもりでかつ発達障害の方へ向けに行っている取組みとしては

- ・ ひきこもりの家族のつどいで「発達障害」をテーマに学習会を開催した。
- ・ 発達障害に関する研修の受講。
- ・ 障がいに関わらず相談に応じ、支援している。居場所は、発達障害がある方を断ることはしていない。

イ 支援団体

民間団体で不登校やひきこもりの支援を行っている団体に、支援の現状を尋ねている。団体の中にはひきこもり・不登校を支援の中心的な対象者としている団体もあれば、ひきこもり・不登校以外のさまざまな困難を抱える人を支援の対象とする中で、ひきこもりや不登校の支援を行う可能性があるという団体も含まれる。

また、支援団体の中でも「家族や当事者のあつまりをきっかけとした団体」、「当事者団体の性質が中心とした団体」あるいは「支援者がつくった支援団体の性質が中心の団体」がある。

今回調査を行い、回答のあった団体は以下の団体である（順不同；市町名は事務局所在地）

- ・ NPO法人フリースペースふきのとう（佐世保市）
- ・ 親の会たんぽぽ、当事者つどいりボン（長崎市）
- ・ フリースペースみちしるべ（対馬市）
- ・ NPO法人フリースクールクレインハーバー（長崎市）
- ・ ドリームカムホーム（長崎市）
- ・ NPO法人心澄（長崎市）
- ・ 登校拒否を考える島原親の会（雲仙市）
- ・ 親の会こもれび（佐々町）
- ・ 不登校ひきこもり情報誌「今日も私は生きてます」編集部（長崎市）
- ・ 長崎県ひきこもり家族会『花たば』（諫早市）
- ・ 東彼地区障害者支援センターエール（川棚町）
- ・ 相談支援事業所のぞみ（佐世保市）

【補足】

調査を行ったほかの機関と比べ、回答を依頼した調査票に対する調査回答率が当初から低い傾向だった。そこで、回答期限を過ぎても提出のない団体には改めて電話で回答への依頼をおこなった。しかし、結果的に提出があったのは37か所配ったうちの12か所からであり、電話で改めての回答依頼時に「提出が難しい」と答えた団体からは次のような声があった。

- ・ 定期的な家族のつどいなどを行うのに集まる人がいない
- ・ 家族のつどいは行わず、身近にひきこもりのことで相談したい人がいたときに、対応するようにしている

このように、活動実績が少ないことを提出が難しいことの理由に挙げている。事務局で把握していた支援団体リスト総計37機関・団体よりも、実際にひきこもりに関する活動を行っている団体は少ないことが考えられた。

（ア） 相談支援（来所相談、電話相談、メール相談）

支援団体の相談支援（来所相談、電話相談）の件数については、この調査の他の機関に求めたような相談件数の計上方法と違う集計方法を行っていることが考えられたため、今回回答を求めている。

(イ) 訪問支援・外出同行(アウトリーチ)

11の支援団体のうち、6つの支援団体で訪問支援・外出同行がなされていた。そのうち最も多い団体では132件の訪問支援がなされていた。

訪問支援・外出同行の実施について(団体)

	実施している	必要性を感じている が実施していない	必要性を感じておら ず実施していない
値	6	1	4
パーセンテージ	54.5	9.1	36.4

団体のアウトリーチの実施件数

	実施件数(延)
団体A	15
団体C	5
団体D	3
団体E	40
団体F	132

実施にあたり、各団体が感じる困難は(未実施の団体含む;自由記述は概ね下記のようにまとめられた)

- ・アウトリーチできる人材を養成、確保する困難 ... 3か所
- ・ゆっくりと待つ時間的ゆとりの確保が困難 ... 2か所
- ・財政的な確保が難しい ... 1か所

(ウ) 家族会、家族のつどいによる家族への支援

10の支援団体のうち、6つの支援団体で家族のつどい等の支援がなされていた。

家族会・家族のつどいについて(団体)

	実施している	実施していない
値	6	4
パーセンテージ	60.0	40.0

家族会・家族のつどいの参加延数

	参加延数
団体A	240
団体C	16
団体D	20
団体F	67

実施にあたり、各団体が感じる困難は(未実施の団体含む;自由記述は概ね下記のようにまとめられた)

- ・会員ではないがシングルマザー、貧困のために会費が払えない方もいる。
- ・悩みを抱えている人たちにつどいの場を知ってもらう機会が少ない。

(エ) 本人向けの居場所提供

11の支援団体のうち、9の支援団体で本人向けの居場所提供がなされていた。その内容については不登校・ひきこもりに関する情報誌編集や、人形劇をとおした表現活動、町おこし体験への参加といった、狭い意味での居場所に留まらない活動がなされていた。

居場所提供について(団体)

	実施している	必要性を感じているが実施していない	必要性を感じておらず実施していない
値	9	1	1
パーセンテージ	81.8	9.1	9.1

居場所活動の参加延数

	参加延数
団体 B	280
団体 C	13
団体 D	13
団体 E	500
団体 F	170
団体 G	280
団体 L	2

実施にあたり、各団体が感じる困難は (未実施の団体含む;自由記述は概ね下記のようにまとめられた)

- ・常駐のスタッフの確保 ... 3か所
- ・利用料を支払うのが困難な経済苦の家庭がある ... 2か所
- ・本人の社会的立場によって多様な居場所が必要で、例えば働いている方への居場所は2か月に一度程度しか実施できていない。

(オ) 職場体験や職場訪問をとおした就労支援の取り組み

支援団体については4か所の団体で取組まれており、職場体験として、郵便物発送作業、パンの製造があった。また法人内に就労継続支援B型事業所を備える団体は、B型事業をひきこもり支援にも活用している。職場訪問については、企業との協力で随時実施しているところが1か所あった。

職場体験・職場訪問の実施について(団体)

	実施している	必要性を感じているが実施していない	必要性を感じておらず実施していない
値	4	4	1
パーセンテージ	44.4	44.4	11.1

実施にあたり、各団体が感じる困難は（未実施の団体含む；自由記述は概ね下記のようにまとめられた）

- ・ 参加する時間が守れないため、それぞれのリズムで体験できるようにしている。
- ・ 団体内であっても職場体験につなげるまでに長い時間を要する。本人ができることを、仕事依頼として、“お願い”することで仕事への抵抗を下げている。

（カ） ピアサポート活動への支援について

3か所が実施している。その中で“移動フリースペースとして訪問するときに、当事者が語り合うことができる若者（1～3人）を連れて行き、作業療法的な活動をしながら語り合っている”という場を設定する取組みを行っている団体が1か所あった。

ピアサポート活動への支援について（団体）

	実施している	実施していない
値	3	5
パーセンテージ	37.5	62.5

実施にあたり、各団体が感じる困難は（未実施の団体含む；自由記述は概ね下記のようにまとめられた）

- ・ 集団でのピアサポートはともかく、個別のピアサポートは共依存に陥るリスク等が大きいと感じる。
- ・ ピアサポに興味を持つ当事者が多いわけではないので、人材確保が課題であると感じている。

（キ） 発達障害と思われる方の多さ、発達障害の特性の故に支援に困難を感じること

とても多い～多いと感じる印象をもつ団体の数に対し、その特性の故に支援に困難を感じるとした団体の数は比較的少なかった

相談者の中に発達障害と思われる方（団体）

	とても多い	多い	少ない	ほとんどない	わからない
値	2	3	2	0	2
パーセンテージ	22.2	33.3	22.2	0.0	22.2

発達障害の特性の故に支援に困難を感じること（団体）

	とても多い	多い	少ない	ほとんどない	わからない
値	1	2	4	1	1
パーセンテージ	11.1	22.2	44.4	11.1	11.1

どのような困難を感じるか

- ・ 居場所の中で周りの中で浮いてしまうこともあり、回りの子ども・若者達に理解してもらうことが必要である。
- ・ すべてのケースに難しさを感じており、発達障害がはっきりしている方のほうが関わり方が分かりやすいと感じることもある。

(ク) ひきこもりでかつ発達障害の方へ向け、団体として行っている取組みとしては
概ね下記のようにまとめられた

- ・ スタッフが発達障害に関する研修を受けている、またそれをスタッフ間で共有する・・・4か所
- ・ 発達障害の専門医への受診勧奨を行う

ウ 広域を対象とした公的機関

広域を対象とした公的機関として、県子ども・若者総合相談センター、長崎子ども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）、子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所部門）に調査を行っている。

県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」は、不登校やひきこもり、ニート等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（おおむね30歳代までを対象とする）及びその家族等からの相談全般を受け付け、必要に応じて関係機関への誘導等を行う窓口として平成23年8月に開設された。

長崎子ども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）は、平成22年度より県ひきこもり対策推進事業の開始とともにひきこもり家族教室等の事業を開始した。また、平成25年度より8か所の県立保健所とともに「長崎県ひきこもり地域支援センター」として位置づけられ、県内全域を対象とした、おおむね成人期のひきこもりに関する相談窓口となっている。

また、長崎・佐世保の両子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所部門）では、学校及び幼稚園並びに保育所に在学中で、登校（園）していない状態にある児童に関する不登校の相談をうける窓口となっている。

この項については、それぞれの機関の特質があり不登校やひきこもりに向けた相談支援機関としての位置づけが異なるため、相談支援・訪問（アウトリーチ）の実績を記載している。各機関がおこなっている不登校やひきこもりに向けた居場所や家族のつどい等の事業は4（3）支援内容別結果に記述している。

（ア）相談支援・訪問支援（アウトリーチ）

県子ども若者総合相談センター「ゆめおす」

- ・ 単一の機関では県内でもっとも多くの不登校やひきこもりの相談を受けている。
- ・ 相談者の年齢は10代から20代が中心である。
- ・ メールによる相談を行っていることが特徴的である。

県子ども若者総合相談センター「ゆめおす」相談件数

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	54	504	11	33	75	349	0	0
	20代	22	256	5	9	31	202	0	0
	30代	8	32	2	6	9	28	0	0
	40代以上	0	0	0	0	2	3	0	0
	年齢不明	0	0	0	1	0	0	0	0
	合計	84	792	18	49	117	582	0	0
女性	10代	35	258	10	44	47	215	0	0
	20代	14	149	5	70	15	137	0	0
	30代	3	46	1	6	4	6	0	0
	40代以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢不明	0	0	1	9	0	0	0	0
	合計	52	453	17	129	66	358	0	0

* 訪問指導は0件だが同行支援は行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）

- ・ 20代以上が相談者の中心である。40代以上の相談者の割合も目立つ。
- ・ 訪問（アウトリーチ）は、支援団体への同行支援が1件のみである。

長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）相談件数

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	0	0	0	0	1	1	0	0
	20代	11	28	0	0	11	22	1	1
	30代	3	12	0	0	9	9	0	0
	40代以上	6	9	0	0	8	8	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	20	49	0	0	29	40	1	1
女性	10代	0	0	0	0	0	0	0	0
	20代	5	7	0	0	4	4	0	0
	30代	0	0	0	0	1	1	0	0
	40代以上	1	1	0	0	3	4	0	0
	年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
	合計	6	8	0	0	9	10	0	0

こども・女性・障害者支援センター（児童相談所部門）

- ・ 児童相談所の相談機関としての性質上、10代までの「不登校」の相談件数となっている。
- ・ メール相談は実施していない。

長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所部門）

		面接相談		電話相談		訪問指導(アウトリ-チ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	3	18	23	90	1	2
	20代						
	30代						
	40代以上						
	年齢不明						
	合計	3	18	23	90	1	2
女性	10代	5	61	11	102	3	28
	20代						
	30代						
	40代以上						
	年齢不明						
	合計	5	61	11	102	3	28

佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所部門）

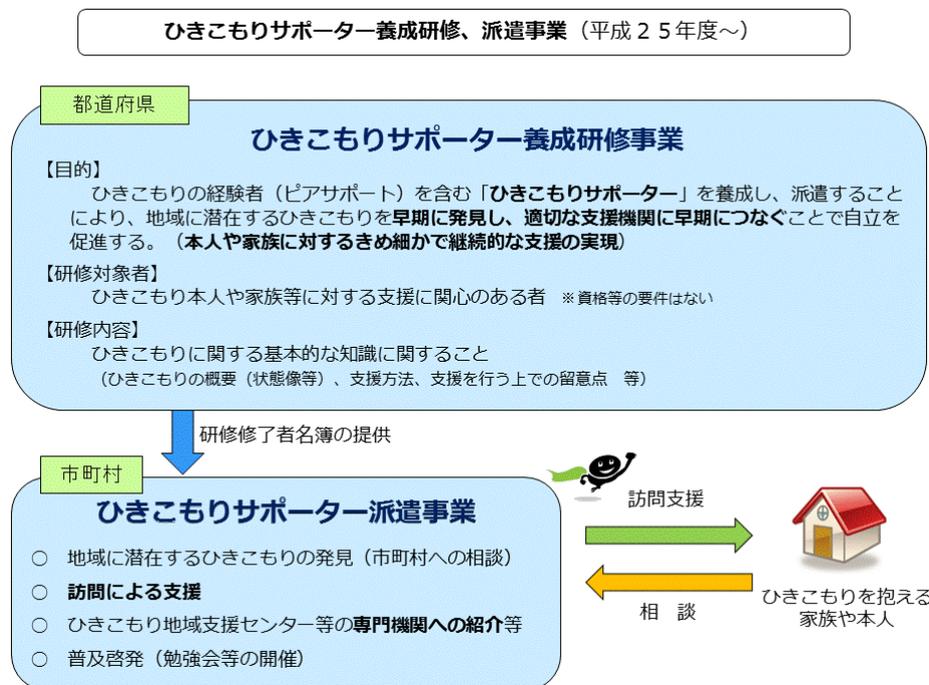
		面接相談		電話相談		訪問指導(アウトリ-チ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性	10代	7	25	15	16	3	4
	20代						
	30代						
	40代以上						
	年齢不明						
	合計	7	25	15	16	3	4
女性	10代	9	13	9	13	1	1
	20代						
	30代						
	40代以上						
	年齢不明						
	合計	9	13	9	13	1	1

エ 市町窓口（市保健所を有する長崎市、佐世保市をのぞく）

ひきこもりの相談窓口ではないが、市民に身近な相談窓口としてひきこもりを含む相談があると考えられるため、19市町の部局（健康対策の部局14、福祉の部局4、子育ての部局1）に対して、ひきこもりへの対応状況について調査している。

また、平成25年度からは厚生労働省で「ひきこもりの長期、高齢化や、それに伴うひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ、継続的な訪問支援等を行うことを目的とする事業」として、ひきこもりサポーター養成・派遣事業が始まっている。

具体的には、各都道府県、指定都市において訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ピアサポーターを含む）を養成し、養成されたひきこもりサポーターを地域に派遣し訪問支援等を行うものである。市町においては、養成されたサポーターを家族や当事者に向けて派遣する役割を担うため、この事業との関連も含めてひきこもり対策についての調査を行ったものである。



* 平成27年度現在、長崎県での事業実施はない。

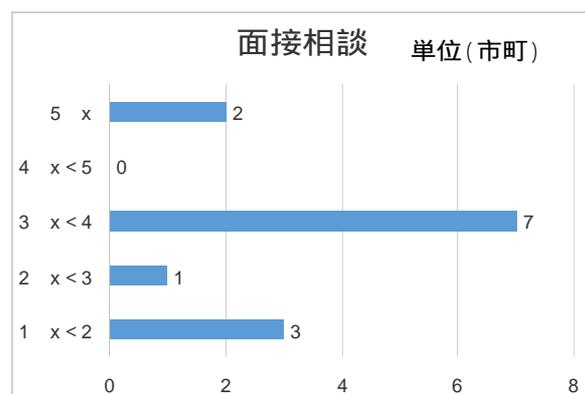
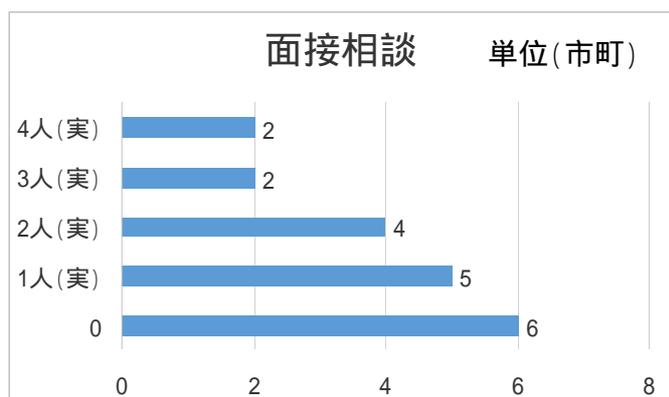
（ア） 相談支援（面接相談、メール相談、電話相談）

- ・長崎市、佐世保市を除いた県内19市町のひきこもりの相談等の状況は下記のとおりである。
- ・メール相談は0件である。
- ・面接相談、電話相談ともに男性 > 女性が明瞭である。

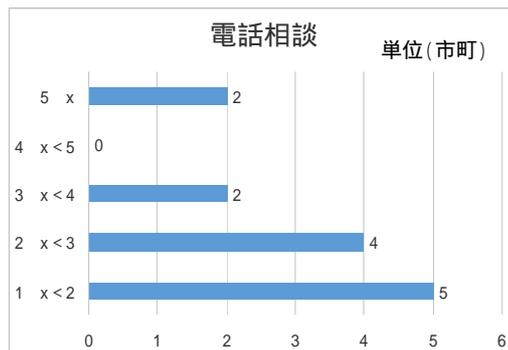
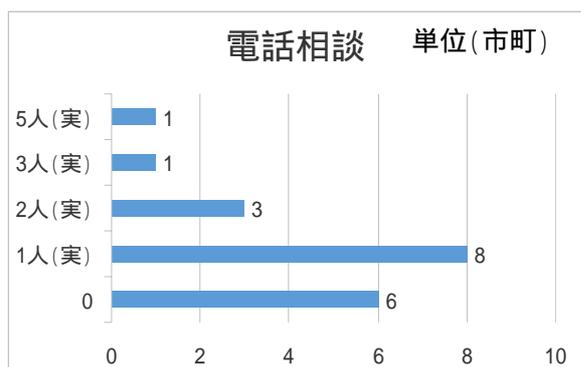
表 県内19市町（長崎市、佐世保市をのぞく）を合計した相談等の実績（平成26年度）

		面接相談		メール相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
合計	男性	10代	7	20	0	0	9	39	11	61
		20代	2	20	0	0	2	17	2	9
		30代	5	13	0	0	3	4	3	8
		40代以上	10	22	0	0	5	10	9	23
		年齢不明	0	0	0	0	1	1	0	0
		合計	24	75	0	0	20	71	25	101
	女性	10代	1	8	0	0	1	10	3	7
		20代	0	0	0	0	0	0	1	4
		30代	1	4	0	0	1	3	1	1
		40代以上	1	1	0	0	0	0	3	4
		年齢不明	1	2	0	0	0	0	0	0
		合計	4	15	0	0	2	13	8	16

- ・ 県内の市町窓口にあるひきこもりの面接相談は、下記のとおりである。
- ・ 面接相談について6の市町の相談実数が0、13の市町については1人以上の相談があつている。
- ・ また、1人以上の相談があつた13市町については、（延相談件数 / 相談実数）を求め、相談実数あたりの相談回数を求めている（図）。複数回の関わりもあつているようである。

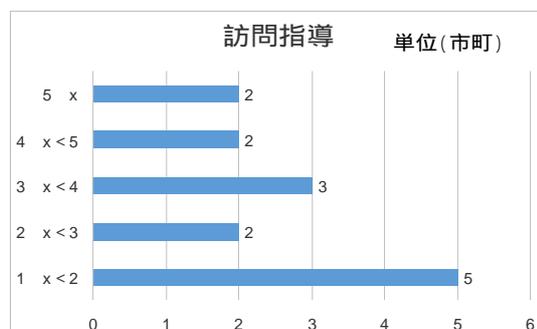
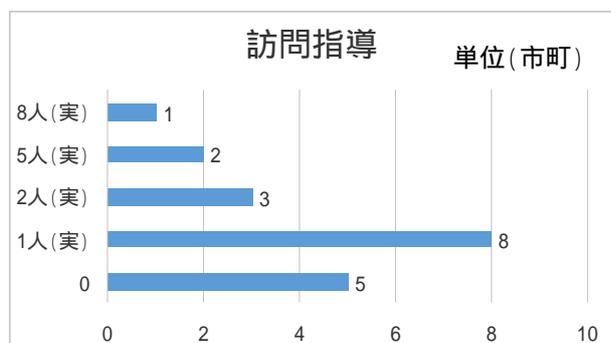


- ・ 電話相談について、6の市町の相談実数が0、13の市町については1人以上の相談があつている。
- ・ また、1人以上の相談があつた13市町については、同様に（延相談件数 / 相談実数）を求め相談実数あたりの相談回数を求めている（図）



(イ) 訪問支援(アウトリーチ)

- ・ 1人以上の訪問指導を行っている市町は14市町ある。
- ・ また、1人以上の訪問指導があった14市町については、同様に(延訪問件数/訪問実数)を求め訪問実数あたりの訪問回数を求めている(図)。



(ウ) ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ 訪問指導(アウトリーチ活動)に関連して、ひきこもりサポーター派遣事業の実施予定状況について調査している。取り組んでいる市町、今後取り組む予定の市町は全く無かった。

厚生労働省、市町村実施の「ひきこもりサポーター派遣事業」の市町の取組状況

	取り組んでいる	今後取り組む予定	取り組んでいない	未回答
値	0	0	19	2
パーセンテージ	0	0	90.50%	9.50%

その理由としては

- ・ ひきこもりの相談件数が少ない。
- ・ 事業の内容をよく知らない。
- ・ 保健師による訪問支援で対応している。

といった理由が主だった。

(エ) 家族への支援

- ・ 相談支援・訪問指導（アウトリーチ）が中心で、家族のつどい等の取り組みのある自治体は今回みられなかった。
- ・ 一つの自治体で、民間団体主催の家族のつどいに定期的に参加しているとの活動が明らかになった。

(オ) 本人向けの居場所提供

- ・ 一つの自治体で、ひきこもりも対象として機能訓練事業を行っていることが明らかになった。

(カ) 就労支援の取り組み

- ・ 一つの自治体で、ひきこもりも対象として機能訓練事業を行ない、就労支援にもつなげる活動をおこなっていることが明らかになった。

(キ) ピアサポート活動への支援について

- ・ ピアサポート活動への取り組みのある自治体は今回みられなかった。

(ク) ひきこもりの中に発達障害と思われる方の多さ、発達障害の特性の故に支援に困難を感じることを下記の表のとおりとなった。

相談者の中に発達障害と思われる方（市町）

	とても多い	多い	少ない	ほとんどない	わからない
値	0	5	1	2	12
パーセンテージ	0.0	25.0	5.0	10.0	60.0

発達障害の特性の故に支援に困難を感じること（市町）

	とても多い	多い	少ない	ほとんどない	わからない
値	0	6	1	2	4
パーセンテージ	0.0	46.2	7.7	15.4	30.8

どのような困難を感じるか

- ・ 本人の主訴が毎回代わるため、支援の方向性を定めにくい。
- ・ ある部分に関する知識が長けており、こちらの支援に対しての不満も多く支援がスムーズに進めづらい。

(ケ) ひきこもりの相談対応をスムーズに行うために、生活困窮者自立支援窓口（オ 福祉事務所の項を参考）との間で取り決めやガイドラインがあるか
 窓口との間で取り決めやガイドライン

	設けている	設けていない	現在協議中である
値	1	19	0
パーセンテージ	5	95	0

その生活困窮者自立支援窓口との市町内での連携において、直面している困難、あるいは連携することでの利点について

- ・ 町に一度も相談歴がなかったケースが、生活困窮者自立支援の相談窓口の存在を知り、相談に繋がったケースがある。それによって、問題がいくつか浮かび上がってきている。その中で、対応をどのように進めていけばいいのか、どこがどういう役割を担い、分担しているか悩んでいる。

オ 福祉事務所

平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行されている。生活保護に至る前の生活困窮者を対象に自立相談支援事業の実施等により包括的・経済的な支援を提供し、その自立の促進を図ることを制度の目的として、全国で一斉に生活困窮者自立支援制度が始まっている。

生活困窮者自立支援制度は、17か所の県・市・町の福祉事務所が県内21市町を単位として、「自立相談支援事業」「住居確保給付金」を必須事業とし実施（団体等へ委託可）、その他の事業を任意事業として実施（団体等へ委託可）している。県内の17か所の福祉事務所については、任意事業の実施状況は下記のとおりだった。

なお、例えば市や町が「生活困窮者自立支援法」施行以前から既に学習支援事業を実施している場合に、生活困窮者家庭の子どもを対象児童に含めるといったあり方など、既存の資源を利用するあり方もある。

生活困窮者は失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、高校中退者など複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人々であり、ひきこもりもその中に含まれ得る。自立相談支援機関はひきこもりの専門相談機関ではないが、生活の困窮を主訴にしながらひきこもりの問題を抱える相談を受ける可能性があるため、必須事業である「自立相談支援事業」を実施する自立支援機関の相談支援の現状について、県・市・町福祉事務所にとりまとめを依頼、今回調査を行った。

なお、生活困窮者自立支援制度の任意事業については、実施予定、実施計画は今回の調査の結果以下のとおりである。

	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	子どもの学習支援事業	その他事業 ()
実施中	1(1)	0	2(2)	4(2)	0
実施予定	0	0	0	1	0
実施しない	8	9	9	6	8
実施未定	6	6	5	5	5

数字は福祉事務所の数。()内の数については、そのうち社協等の団体に委託している数。

- ・ 「就労準備支援事業」を実施している福祉事務所は、本年度から取組んでいるが、相談件数はないということである。
- ・ 「家計相談支援事業」を実施している1か所の福祉事務所については、家計管理に関する支援、貸付の斡旋等を行っているということである。
- ・ 「子どもの学習支援事業」を実施しているという3か所の福祉事務所のうち、2か所については、管内の市町が実施している機会に、生活困窮者世帯の子どもを含めているとのことである。

(ア) 相談支援・訪問指導（アウトリーチ）

- ・ 県市町福祉事務所にあてては、管内の自立相談支援機関の相談状況を集約する依頼を行っている。
- ・ ひきこもり本人からの相談支援・訪問指導（アウトリーチ）は、下記のとおりである。
- ・ 電話相談についてはひきこもりの本人から電話相談をしてくるケースは皆無である。

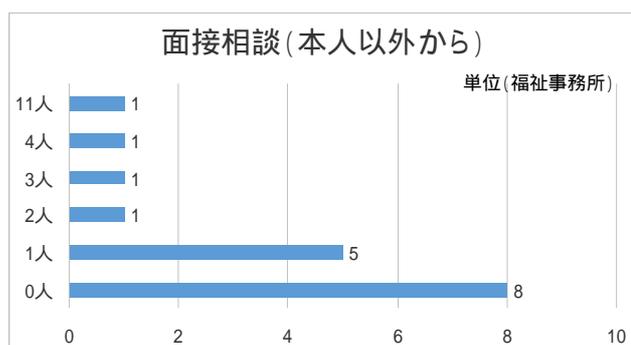
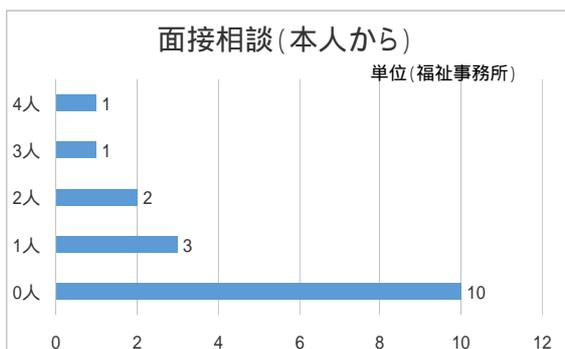
		面接相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性 + 女性	10代	1	2	1	2	2	10
	20代	3	20	1	8	1	11
	30代	2	33	0	0	2	4
	40代以上	8	14	0	0	5	26
	年齢不明	0	0	0	0	0	0
	合計	14	69	2	10	10	51

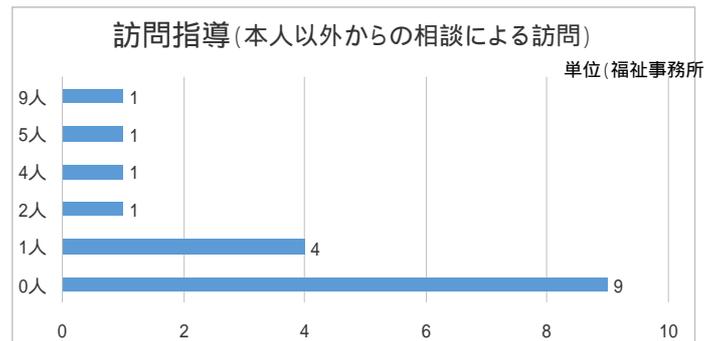
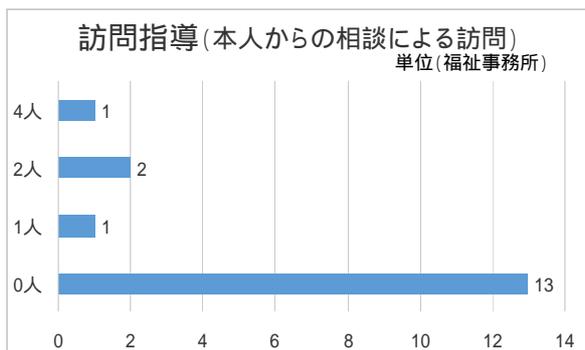
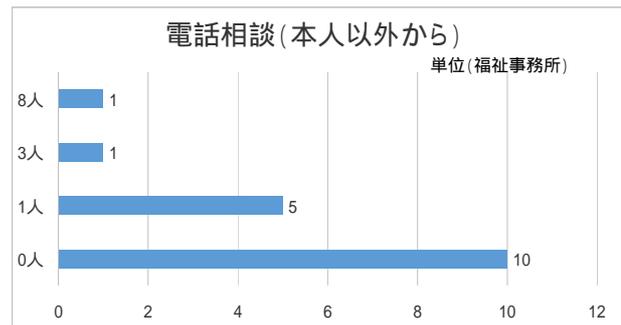
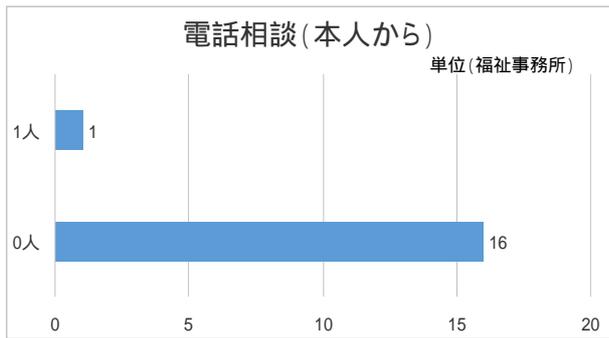
表 ひきこもり本人からの相談数（全福祉事務所の合計）

- ・ また、ひきこもりの本人以外からの相談の状況も尋ねており、その結果は下記のとおりである。
- ・ ひきこもりの本人から相談の場合は、上表に集計されるため、上表との間で同じ人を重複計上することは基本的にない。
- ・ 本人からの相談ではなく、家族からの相談をとおして、ひきこもりの存在が相談されることもある。
- ・ 中には、主訴がひきこもりでない相談も含まれるため、経済苦等の相談のあとからひきこもりの家族がいることが分かった相談もこの中にあると考えられる。

		面接相談		電話相談		訪問指導(アウトリーチ)	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
男性 + 女性	10代	8	16	8	70	10	38
	20代	6	19	1	1	5	29
	30代	6	25	6	45	6	86
	40代以上	5	8	3	5	4	15
	年齢不明	0	0	0	0	0	0
	合計	25	68	18	121	25	168

表 ひきこもり本人以外からの相談数（全福祉事務所の合計）





(イ) ひきこもりに関係した相談対応で、日ごろ困難に感じること

自由記述で記入を求めている。概ね次のような回答に分類できると考えられた。

- ・ひきこもりの相談がない、少ない ... 5 か所
- ・家族の理解がない、家族が本人を相談につなごうとしない ... 4 か所
- ・どのように対応すればいいのか分からない、具体的な支援方法が分からない ... 3 か所
- ・相談するのは家族であり、本人と会えない ... 2 か所
- ・どこの機関と連携をとればいいのか分からない ... 2 か所
- ・支援者の技量不足、専門職がいない ... 2 か所

(ウ) ひきこもりに関係した相談対応にあたり、地域に望むこと

自由記述で記入を求めている。概ね次のような回答に分類できると考えられた。

- ・支援対象者、潜在化しているひきこもりの方についての情報提供 ... 4 か所
- ・NPO 法人などの支援団体から研修を受けたり、事例検討や意見交換の場を設けて欲しい ... 1 か所
- ・円滑な支援を行うための連携体制を構築 ... 1 か所
- ・中学校卒業後、どこにも所属していないケースへの支援をともに考えたい ... 1 か所

(エ) ひきこもりの相談対応をスムーズに行うために、市町内の他の窓口(健康対策や福祉の部局等)との間で取り決めやガイドラインがあるか

- ・ 1か所の福祉事務所より、設けているとの回答があった。

窓口との間で取り決めやガイドライン

	設けている	設けていない	現在協議中である
値	1	16	0
パーセンテージ	5.9%	94.1%	0

また、そうした市町内での連携において直面している困難、あるいは連携することでの利点については

- ・ 障害・精神疾患等が関係している場合もあり、福祉(生活面)だけでは改善できないため、連携は利点というよりは前提ではないかと考える。 ... 2か所
- ・ 法の狭間におかれた(健常者の)ひきこもりの担当部署がない状況であり、連携ができない。
- ・ 制度の周知が十分ではなく、協力関係が築けてない。

カ 医療機関

ひきこもりはさまざまな要因を背景とする状態像であるため、医療機関を受診する患者の中には、ひきこもり状態に服薬が効果的に作用するものから、そうした治療は補助的で当事者どうしの交流の場が支援の中心となるものまで、さまざまな患者がいることが考えられる。

また先立つ当事者・家族調査では5割以上が精神科等の医療機関を一度は受診したことがあるという結果が出ており、当事者・家族調査では医療機関を選択・利用する上で重視する要因として、「カウンセリングをしてくれる」を最も多く、家族記入で6割以上、当事者記入で4割以上が選択している。このように医療機関が実際に提供する医療と、利用者が求めるものとのマッチングされるものかという点からも調査の必要性があった。

そこで、精神科等医療機関等におけるひきこもりの患者の対応状況、ひきこもりへの支援内容としての医療機能情報、地域の社会資源との連携状況を尋ねた。

(ア) 医療機能情報に関して

- ・ 医療機能情報については、ひきこもりへの支援として関連の深いと考えられる、下記の医療機能について、その実施の有無を各医療機関に尋ねた。

医療機関回答の医療機能情報 (N = 54)

医療機能情報								
児童 思春 期外 来	児童 思春 期入 院	心理 検査 実施	発達 障害 の診 断・治 療	カウ ンセ リン グ	デイ ケア	ひき こも りへ の往 診	ひき こも りへ の訪 問 看護	家族 の自 費相 談
20	5	20	21	22	13	5.5	10	20

- ・ 回答のあった54医療機関のうち、22の医療機関がカウンセリングを提供しているほか、不登校やひきこもりに関連した多様な医療機能を提供している。

(イ) 患者の主訴と受診状況について

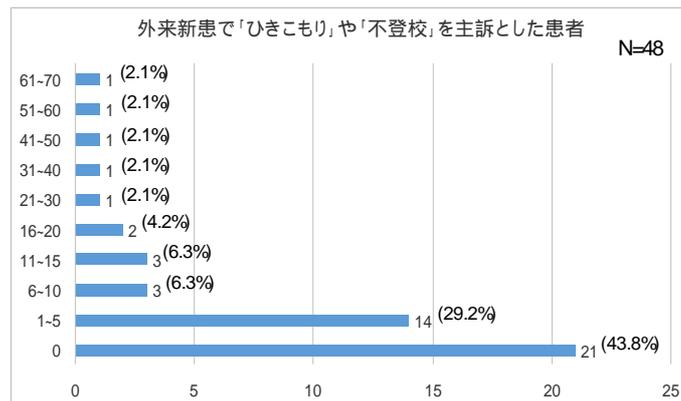
- ・ 本報告書の「1 ひきこもりに関する基本認識」の項にあるように、厚生労働省のガイドラインでは診断名だけによらず、治療や援助方針に基づき、ひきこもりを第1群から第3群までの3つの群に分類している。県内の医療機関を受診するケースの実態の把握のために、これらの分類を参考としながら、被調査者である医療機関にとってより明瞭であるように、～の分類で「不登校」「ひきこもり」を主訴とした外来、入院の実態について調査した。なおがガイドラインで言う第1群に、がガイドラインで言う第2群に、が全体の患者から第1群と第2群をのぞいた第3群に概ね相当すると考えられる。

回答のあった全医療機関の外来、入院患者の合計値（平成26年度実績）

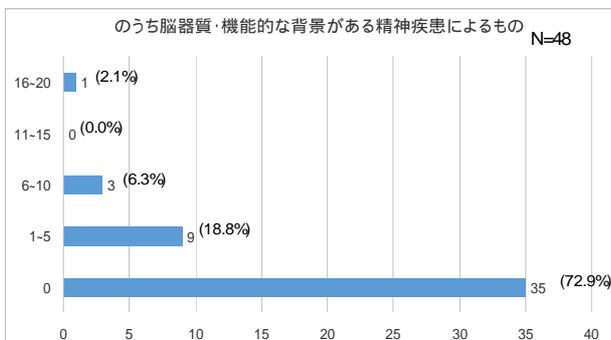
	外来新患 (実)	新規に入院 治療を受け た患者(実)
「ひきこもり」や「不登校」 を主訴とした患者	347	38
のうち脳器質・機能的 な背景がある精神疾患によ るもの	58	10
のうち知的障害や発 達障害があるもの	43	13

・ 外来新患患者への対応状況（平成26年度実績）

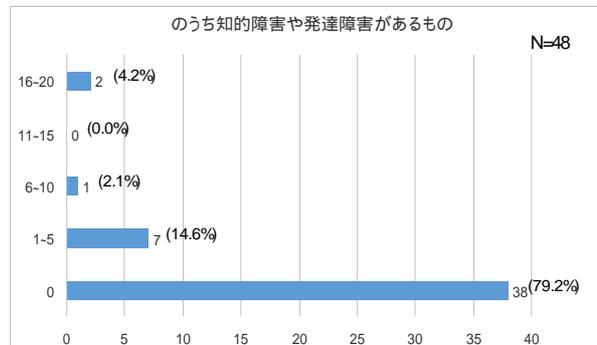
「ひきこもり」や「不登校」を主訴とした患者（縦軸は患者数の範囲
横軸は医療機関数、以下同じ）



のうちで脳器質・機能的な背景がある
精神疾患によるもの

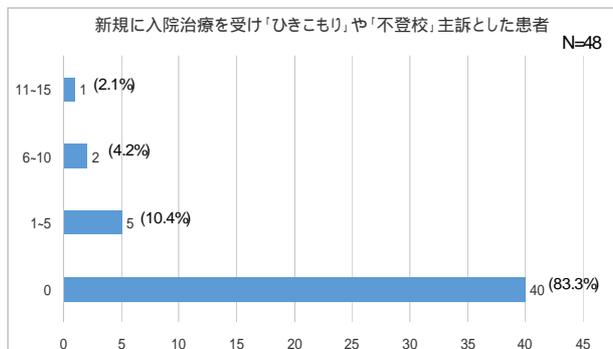


のうちで知的障害や発達障害があるもの

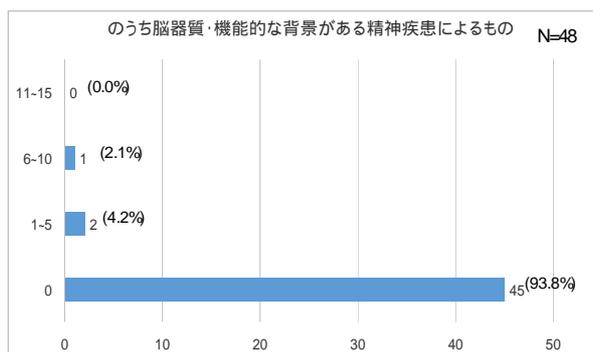


(ウ) 新規に入院治療を受けた患者への対応状況 (平成26年度実績)

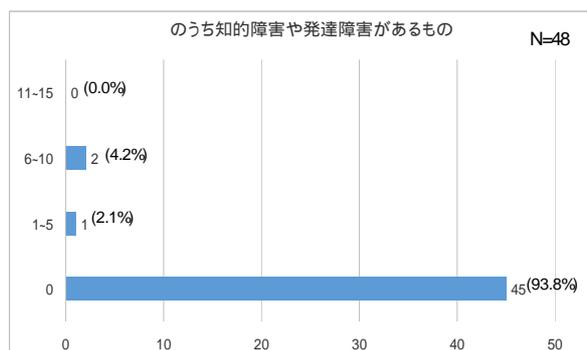
「ひきこもり」や「不登校」を主訴とした患者 (縦軸は患者数の範囲
横軸は医療機関数、以下同じ)



のうちで脳器質・機能的な背景がある
精神疾患によるもの



のうちで知的障害や発達障害があるもの



- ・「不登校」や「ひきこもり」を主訴とした外来患者347人(入院患者38人)のうち、脳器質・機能的な背景のある精神疾患によるもの58人(同10人)、知的障害や発達障害があるもの43人(同13人)をのぞいた246人(同15人)は、いわゆるガイドラインでいう第3群に相当し、当事者同士の交流の場や就労に向けての支援が中心と考えられる群のひきこもりである。
- ・「不登校」や「ひきこもり」の患者は0と回答する医療機関の数も目立つ。

キ 就労支援機関

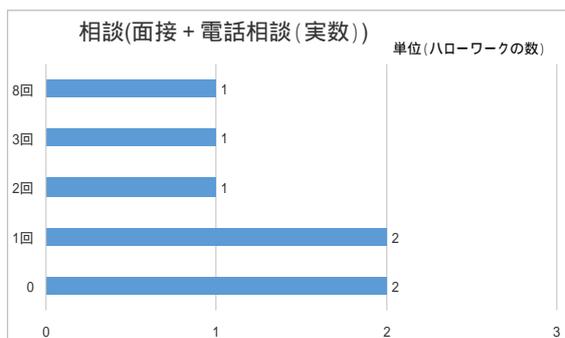
就労に関する支援機関は、就労に困難を抱える人に向けさまざまな支援を行っている。そのような機関の利用者の中には、過去のひきこもり状態から現在回復した「ひきこもり経験者」の相談があり得ると考え、就労に関する支援機関に対して調査している。調査は ア 一般就労支援 イ 障害者就労支援の両方を対象とした。これら機関はあくまで就労に関する支援を行うのが主なので、把握できる範囲での不登校やひきこもりの背景のある相談について回答を依頼した。

(ア) 一般就労支援

一般就労支援としての就労支援窓口（ハローワーク、フレッシュワーク、若者サポートステーション）に相談のあったに相談のうち、「不登校」や「ひきこもり」を背景に持つ相談について尋ねている。

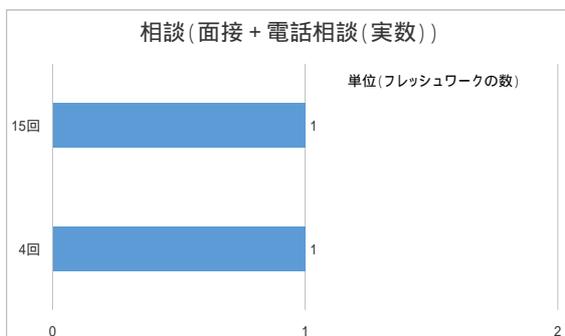
ハローワーク

- ・ 集計を行っており、回答が確認できた県内の8か所のハローワークの相談状況は以下のとおり



フレッシュワーク

- ・ 集計を行っており、回答が確認できた県内2か所のフレッシュワークの相談状況は以下のとおり



若者サポートサポートステーション

若者サポートステーションについては、「ひきこもり」や「不登校」が背景にある相談についての集計は行っていないということである。

ひきこもり経験者、学校中退者、未就職卒業生等の相談について、関係各機関から県内3か所のサポステへ紹介のあった相談件数は下記のとおりである。

図表 各若者サポートステーションへのリファー件数
(集計期間 平成27年4月～平成28年1月)

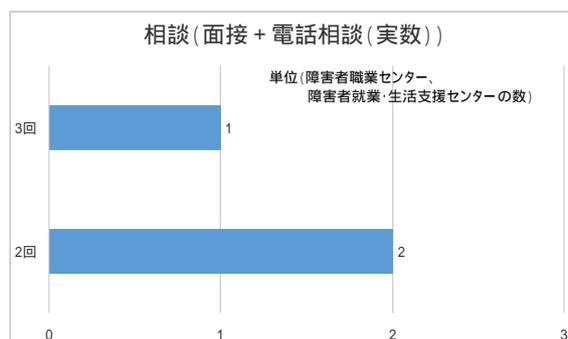
	長崎こども・女性・障害者支援センター	ゆめおす	高等学校	市役所・福祉事務所	社会福祉協議会	医療機関	その他支援機関	総計
長崎若者サポステ	2	2	1	1	2	5	1	14
若者サポステ佐世保	0	1	2	7	0	0	0	10
五島若者サポステ	0	0	0	5	0	0	7	12
総計	2	3	3	13	2	5	8	36

(イ) 障害者就労支援

障害者就労支援としての就労支援については障害者就労支援窓口として(障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)では取組まれている。うち、ひきこもりが背景にあった相談(上と同様)は下記のとおりだった。

- ・ 集計を行っており、回答が確認できた県内1か所の障害者職業センターと2か所の障害者就業・生活支援センターを合算した相談状況は以下のとおり

障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの合計



ク サポート校等

サポート校は、高等学校の通信教育課程を受けている生徒や、高校に行かずに高等学校卒業程度認定試験合格を目指す個人に対して学習に対する支援などを行う教育施設である。「不登校」「ひきこもり」を背景にした相談や入学があると考えられるため、今回の調査の対象としている。

(ア) 「ひきこもり」や「不登校」を背景に持ちつつ、あった相談者数や入学数について
(平成26年度実績)

名称	「ひきこもり」や「不登校」を背景に持ちつつ、あった相談			「ひきこもり」や「不登校」を背景に持ちつつ、入学した生徒
	面接相談(実)	電話相談(実)	計(実)	入学者数
A校	93	30	123	66
B校	50	107	157	34
C校	1	3	4	0
D校	16	27	43	14

(イ) 関係機関と連携する機関が少ない場合、その理由については主に以下のような理由が挙げられた。

- ・保健所等の関係機関へパンフレット等を配布するが、連携体制を図るまでは至っていない。
- ・何が相談できるのかがよく分からない。

(ウ)「ひきこもり」「不登校」に関する地域の支援体制についての意見は、主に以下のようなものだった。

- ・家族関係(家庭内暴力含)、発達障害・学習障害などの相談機関がよくわからない。
- ・親の金銭的な援助が疎かで退学を余儀なくされている子ども少なからずため就学支援金や学費援助などの支援を徹底してほしい

ケ 学校領域

当事者・家族調査で過去に不登校の経験があると回答したのは、家族記入で73.7%、本人記入で64.1%だった。今回の調査の対象としたひきこもり者は不登校の経験のあるものの割合が高かったため、学校領域における不登校の支援状況について、県教育庁児童生徒支援室に相談件数等の照会を行っている。

今回の照会の対象としたのは「スクールカウンセラー活用事業」と「スクールソーシャルワーカー活用事業」についてであり、日頃学校の内外でさまざまな職種が行っている不登校への支援のあくまで一部である。また、今回は私立学校における不登校への支援状況については照会していない。

(ア) 事業名「スクールカウンセラー活用事業」

中学校（公立）

現状および実績（平成26年度実績）

スクールカウンセラー配置状況

県内全校数	配置校	派遣校
177	116	41

相談内容別件数（全県）

不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	特別支援	学習・進路	学校全般	その他	合計	
3,633	91	1,414	791	793	804	553	2,095	1,171	11,345	件
32.0	0.8	12.5	7.0	7.0	7.1	4.9	18.5	10.2	100.0	%

県立学校(特別支援学校含む)

スクールカウンセラー配置状況

県内全校数	配置校	派遣校
72	21	463

相談内容別件数（全県）

不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	特別支援	学習・進路	学校全般	その他	合計	
436	18	180	273	261	83	122	282	292	1,947	件
22.4	0.9	9.2	14.0	13.4	4.3	6.3	14.5	15.0	100.0	%

(イ) 事業名「スクールソーシャルワーカー活用事業」

市町教育委員会

市町教育委員会数	配置教育委員会数
21	11

関係県立学校

スクールソーシャルワーカー配置状況

県内全校数	配置校	派遣校
57	2	

相談内容別件数（全県） 市町教育委員会、関係県立学校分

不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	児童虐待	発達障害等	その他	合計	
178	6	30	145	48	24	47	57	535	件
33.3	1.1	5.6	27.1	9.0	4.5	8.8	10.6	100.0	%

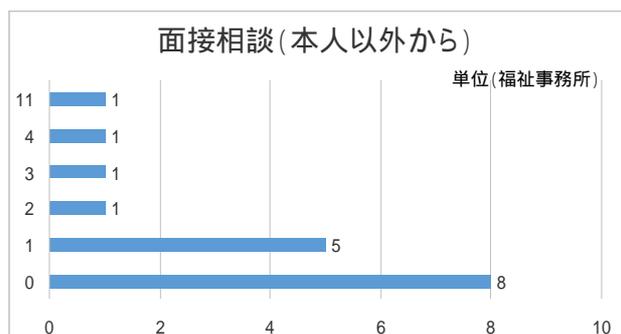
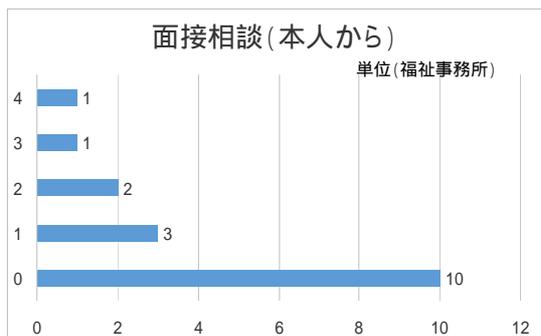
- ・スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業ともに、相談内容としては「不登校」が最も多く、在学中にはこうした事業等とおして不登校への支援が行われている。
- ・一方で、不登校の経過がありながら中学校を卒業したもの、同様に高校を中退したもの等、ひきこもりへと移行するリスクのある層へのフォロー状況について、詳細は今回調査では明らかにならなかった。

(3) ひきこもり支援に関する社会資源調査（支援内容別結果）

ここからは、社会資源調査の結果について、複数の機関に関連する支援内容別にまとめている。特にことわりのない限り、相談実績等の数値については平成26年度実績（福祉事務所は平成27年度4月～9月の実績）である。この項でまとめ報告する相談支援、訪問支援（アウトリーチ）、家族への支援等については、そうした視点からまとめる根拠等を資料編「ひきこもりに関する基本認識」の(2)各支援内容についての基礎知識に示している。

ア 相談支援（面接相談、電話相談、メール相談）

- ・ 8か所の県保健所では平成23年度より、各保健所でひきこもり家族教室の実施方針を立てるとともにひきこもり相談事業を開始した。また、平成25年度より各保健所はひきこもり地域支援センターとして各圏域のひきこもり相談窓口の位置づけとなっている。平成26年度の面接・電話相談者実数は県央保健所が面接で34人、電話で43人、県南保健所の電話が16人である。それ以外の保健所については電話・面接とも年間1桁である。
- ・ 市保健所の相談者実数は、長崎市保健所が面接で24人、電話で22人である。佐世保市保健所が面接で15人、電話で31人である。
- ・ 県子ども・若者総合相談センターでは不登校、ひきこもりの面接相談の実数が136人、電話相談の実数が183人であり、単一の機関としては県内で最も多くの不登校やひきこもりの相談を受けている。また、全体の相談種別でみたとき、新規の相談件数のうち、ひきこもりの占める割合が約17%、不登校が約30%である。
- ・ 長崎子ども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）は、相談者実数は面接で26人、電話で35人である。
- ・ 19の市町窓口（市立保健所のある長崎市、佐世保市を除く）での面接相談の実数はいずれも4人以下、電話相談の実数は5人以下であり、相談実数0の市町は6市町だった。
- ・ 県・市・町福祉事務所（生活困窮者自立支援法の自立支援相談窓口の集約機関）においては、ひきこもりの面接相談や電話相談の相談実数は1か所の福祉事務所をのぞきいずれも一桁であった。本人以外の家族等によりもたらされた相談数は、本人からもたらされたものと同程度ある。

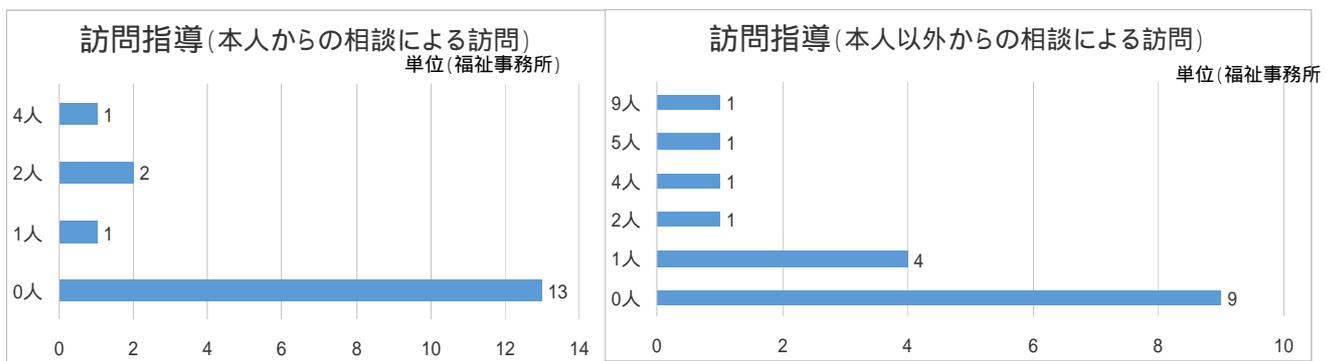


- ・ メール相談については、県子ども・若者総合相談センターで実相談人数が35名である。それ以外の公的な機関についてはメール相談の実績は0かあってもごく少数である。

- ・ 相談窓口として看板を掲げている保健所や市町窓口については、6か所の県保健所と長崎・佐世保以外の市町窓口すべてで相談者は1桁であった。一方で長崎市保健所、佐世保市保健所、県央保健所は比較的多くの相談を受けている。
- ・ 県保健所は平成23年度からひきこもり家族教室実施を中心とした事業展開で各圏域において相談窓口を設けたが、地域に潜在するひきこもり者の掘り起こしの難しさが推測された。
- ・ 県子ども若者総合相談センターが県内で最多の不登校やひきこもりの相談を受けている様に、子ども・若者の相談を広く受ける窓口の発信をとおして、不登校やひきこもりの相談に結びつく可能性がある。
- ・ 県・市・町福祉事務所（生活困窮者自立支援法の自立支援相談窓口の集約機関）は、相談数は1桁が中心であるが、本人以外の家族等によりもたらされた相談数は本人からもたらされたものと同程度あり、生活に困窮して訪れた家族による相談でひきこもりが発見されることが推測された。
- ・ メール相談は公的な相談機関での実施は、県子ども・若者総合相談センターが中心である。

イ 訪問支援（アウトリーチ）

- すべての県保健所、市保健所で不登校・ひきこもりの訪問支援が実施されていた。県保健所は8保健所すべて合わせて訪問支援の実人数が18人である。市保健所では長崎市保健所の訪問支援の実人数で13人、佐世保市保健所の訪問支援の実人数で38人である。
- 19の市町窓口のうち、14市町で実人数1人以上の不登校・ひきこもりの訪問支援が実施され、最も多い市で実人数8人の訪問支援があっていた。全ての市町窓口合わせた訪問支援の実人数は18人である。
- 17の福祉事務所のうち9か所の福祉事務所で1件以上の不登校ひきこもりの訪問支援が実施されていた。



- 今回回答のあった11の支援団体のうち、6ヶ所の支援団体で訪問支援がなされていた。そのうち最も多い団体では延べ件数で132件の訪問支援がなされていた。

・いずれの機関や団体においても、ひきこもりへの訪問支援の件数は、面接相談や電話相談と比べても少ない。高度な専門性を要するひきこもりへの訪問支援（アウトリーチ）は、専門研修等をおして技術を高める必要がある。

ウ 家族への支援

相談支援や訪問支援(アウトリーチ)以外に、家族への支援として ア 心理教育的な支援 と イ 家族会・家族のつどいによる支援に分けてまとめている。

(ア) 心理教育的な支援

- ・ **長崎こども・女性・障害者支援センター(ひきこもり地域支援センター部門)**では、臨床心理士、精神科医、ひきこもりの家族、ひきこもり経験者等を講師に迎え平成22年度より「ひきこもり家族教室」を実施している。

	内 容
第1回	ひきこもりの基礎知識
第2回	ひきこもりに伴う症状(精神科医師による講話)
第3回	家族間のコミュニケーション(グループワーク)
第4回	解決へのステップ(グループワーク)
第5回	家族の体験発表
第6回	ひきこもり経験者の体験発表及び地域の社会資源

- ・ また、**県保健所**については平成23年度より各保健所圏域でひきこもり家族教室実施をめざしており、平成26年度に家族教室を実施したのは、県央保健所、県南保健所、上五島保健所である。内容については、上記の長崎こども・女性・障害者支援センターの6回シリーズを基本としながら、保健所ごとにアレンジを加えた内容としている。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
西彼保健所					
県央保健所					
県南保健所					
県北保健所					
壱岐保健所				研修会に切り替え	
対馬保健所			計画 中止		
五島保健所			計画 中止	計画 中止	
上五島保健所					
長崎こども・女性・障害者支援センター					

上段() 家族教室の開催

下段() 家族のつどいの開催

- すべての^〇県保健所での家族教室の開催方針を立てたが、特に県北地区や離島地区は開催を周知しても人が集まりにくく、平成26年度時点で開催計画が立てられない保健所がある。平成26年度に実施した教室の参加状況は表のとおりである。

	実施回数	参加延数(実数)
県央保健所	6回	30(11)
県南保健所	3回	6(3)
上五島保健所	3回	10(5)
長崎こども・女性・ 障害者支援センター	6回	53(11)

(イ) 家族会・家族のつどいによる支援

- 自主グループ・自助グループとしての家族会・家族のつどいによる支援は、^〇支援団体や^〇県保健所、^〇市保健所、^〇長崎こども・女性・障害者支援センターで実施されている。
- 今回調査で回答のあった^〇支援団体が行う家族会・家族のつどいへの参加延べ数は、下表のとおりである。また、支援団体が行う家族会・家族のつどいの内容についてはそれぞれに特質があるため、その実態を表すものとして一部の団体の理念や取組み等を例示している。

図表 (再掲)

	参加延数
団体A	240
団体C	16
団体D	20
団体F	67

団体名	NPO法人 フリースペースふきのとう	親の会たんぽぽ	長崎県家族会『花たば』	NPO法人 心澄	
所在地	佐世保市	長崎市	諫早市	長崎市	
コンセプト 理念	不登校の子どもやひきこもりの親、市民、学生など広範囲な人々と共同し、不登校の子どもたちやひきこもりの人たちのための相談活動や就労支援、また親を含め自分らしく生きるための支援を目的とする。	同じ立場で悩む親たちが、語り、励ましあいながら、子どもの気持ちを理解し、見守る親を目指し、1989年11月に発足しました。訪れた一人ひとりが、無理をしないで、抱えている不安や焦りを話し合いながら、互いに受け止め、学びあう場です。	家族会『花たば』は、メンバーの誰かが直接各人の抱えている悩みや問題点を解決してくれたり、誘導してくれたりする場所ではありません。 各メンバーが所属する家族会には、回復に向けたモデルが数多く存在します。そこで語られる知識や経験は、家族同士にとって問題解決に向け勇気を与えてくれる学びの場でもあります。 家族会『花たば』はそこに集う者誰もが否定されない空間(居場所)として機能し、自身も回復に向けた具体的な方法を自ら学びます。親の悩み優先の解決策ではなく、子どもの悩みに寄り添う中で、よりよい支援機関へと繋がっていくお手伝いを第一とした自助グループとして活動しています。	基本方針： 伴走することを基本方針としている。 理念： 一人も孤独にさせない 一人でも多く、一日でも早く社会的孤独から脱出し、再孤独化させない 社会的孤独を生まない社会	
取組み	頻度	親の会：第1金曜日 19:00～24:00 家族の会：第4木曜日 13:30～15:30	毎週木曜日 12:00～17:00 毎月1回	総会 年1回 定例会 年2回 学習回 年1回	家族会：月1回日曜日 年1、2回当事者含めバーベキュー等行う
	内容	親の会 家族の会	つどい 定例会	定例会 NPO法人等専門職を招いてのひきこもりに関する講話等 学習会 精神科医、大学教員等を招いての講話等	家族会
	参加している人	親の会...不登校児を持つ親 家族の会...ひきこもりを持つ家族 いずれも母親の参加が多い 参加人数は16名ほど/回	会員は約130名	、 毎回20名～40名程度(会員以外の一般参加を含む)	保護者の方中心。当事者が参加することも有。参加人数は5～10名。 母親の参加が多いが日曜開催のため夫婦での参加も数組。

- ・ 公的機関が主催する家族会・家族のつどいは、**市保健所**では長崎市、佐世保市の両保健所（佐世保市については業務委託）で、**県立保健所**では県央保健所、県南保健所とで（西彼保健所は家族のつどいを企画するが参加申し込みがない状況）、また長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）で実施されていた。それら家族会、家族のつどいの延べ参加状況は以下のとおりである。

主催	名称	年実施回数	参加延数
長崎市保健所	ひきこもり家族学習会	12回	122
佐世保市保健所	ひきこもり家族会 「あのねの木」	12回	34
県央保健所	ひきこもり家族のつどい 「あじさい会」	6回	69
県南保健所	県南保健所家族のつどい	6回	31
長崎こども・女性・ 障害者支援センター	ひきこもり家族のつどい「コ スモス会」	12回	119

- ・ 回答のあった8つの支援団体のうち、5つの支援団体で家族のつどい等の支援がなされていた。いずれの団体も所在は長崎市や佐世保市や県北地区に集中していた。

- ・ 心理教育的な支援としては**長崎こども・女性・障害者支援センター**や**県保健所**がひきこもり家族教室を実施してきた。中にはひきこもり家族教室が根付かない圏域もあった。
- ・ **支援団体**、**県保健所**、**市保健所**で、それぞれの特色を生かし家族会・家族のつどいによる支援を行っている。家族を支援する社会資源として、家族会・家族のつどいを身近に利用できる体制を整えていく必要がある。

エ 当事者向けの居場所

自助グループ・共助グループとして営まれている当事者向けの居場所活動は、支援団体や県保健所、市保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）で実施されている

- ・ 今回回答のあった支援団体については7つの団体が当事者向け活動を行っており参加状況は下記のとおりである。またその内容としては不登校・ひきこもりに関する情報誌編集や、人形劇をとおした表現活動、町おこしや農業体験への参加といった、狭い意味での居場所に留まらない活動がなされており、その一例として取組みを示す。
- ・ 当事者向けの居場所を提供しているのは、公的機関の主催によるものでは県保健所の県中央保健所、長崎こども・女性・障害者支援センターだった。それら利用実績と内容については下記のとおりになる。

主催	名称	年実施回数	参加者延数(実数)
支援団体B			280
支援団体C			13
支援団体D			13
支援団体E			500
支援団体F			170
支援団体G			280
支援団体L			2
県中央保健所	ひきこもり当事者のつどい「すずめの会」	24回	111(9)
長崎こども・女性・障害者支援センター	「フリースペースゆう」 (平成26年7月～)	36回	105(5)

団体名	NPO法人 フリースペースふきのとう	NPO法人 心澄	情報誌『今日も私は生きてます。』編集部
所在地	佐世保市	長崎市	長崎市
理念 コンセプト	小・中・高校・青年・成人までの不登校・社会的ひきこもりの方を対象に開設しています。当事者の子ども・若者など、何にもしなくても居れる場が必要だと思う。そこに居るだけでいい。フリースペースのスタッフは「何にもしないことをする」ということを大切にしています。子どもたち、若者たちは何もしないことを認め合う仲間ができ、ありのままの自分を出せるようになって、初めて共感できる仲間と動きたいと思うようになります。それを待っている居場所です。	理念として「一人も孤独にさせない」等を掲げ、伴走することを大切にしています。皆と共に興味ある活動を創るようにしています。	情報誌『今日も私は生きてます。』は、不登校、ひきこもりなどの当事者、経験者のみで制作している冊子です。 不登校・ひきこもりなどの解決方法を提示するのではなく、社会になじめない感覚を持ちつつも日々を生活している当事者、経験者の視点からの情報発信を目的としています。 また、情報誌とその制作・販売活動が共感できる仲間とつながるための1つの方法であると考えています。 当団体は不登校、ひきこもりなどの当事者、経験者のみで活動している団体です。支援を目的としている団体ではありません。
頻度	不登校： 火・土曜日13:00～18:00 青年・成人： 月・火・金・土曜日10:00～16:00 木曜日：8:00～14:00	相談：月・火・水・金・土曜日（10:00～22:00） 土曜日は18:00まで 訪問時間応相談 活動等：月～土曜日 平日10:30～15:30 土曜日15:00～17:00	毎週月・水・金曜日の午後を情報誌制作・販売発送のための作業日としています。 毎週水曜日は編集会議（定例会）を設けています。 年1～2回の情報誌発刊。 随時取材・販売・広報・講演活動を行っています。
取組み内容	動き出した子どもは絵を描いたり、ギターを弾いたり、学び直しをしたい子や若者には学習サポートの支援を受けています。畑の好きな子は農作業や小物づくりなどいろいろやっています。	本人が来所できない時期から就労後までを考えた、様々な活動や支援を行います。 普段はゆっくり楽しく過ごし、曜日によりコミュトレ、アニメの二次創作等・自分を深める・掃除・人形劇、OBOG会等行っています。 相談と活動は同時利用の方が多いです。 利用は無料です。	取材・記事作成・編集をはじめとして、印刷・製本・販売までを参加者のみで行います。具体的事例としては作業場での情報誌制作・販売活動、「創刊号・2号・3号」の情報誌、主催シンポジウム・講演会などがあります。 また活動に直接参加せずとも情報誌に関わる機会を設け、当事者・経験者間のつながりを確保しています。例えば挿絵の提供、当事者手記の投稿、取材相手、講演会でのバイトなどです。 運営資金については、情報誌の販売売上・各種の助成金（2015年度は「子ども応援隊事業」「九州ろうきんNPO助成」の助成を受けました）寄付などで確保しています。
参加している人	当事者14歳～30歳が中心。	10代～40代まで幅広く利用しています。メンバーは1年から2年でだいたい入れ替わりますが、OBOGの参加もあります。	不登校・ひきこもりなどの当事者・経験者。 現在は6名にて活動。年齢は10～30代。 作業日での作業、編集会議の参加、その他活動参加に就いては個人の自由としています。

実施機関名	県央保健所	長崎こども・女性・障害者支援センター
名称	ひきこもり当事者のつどい「すずめの会」	「フリースペースゆう」
所在地	諫早市	長崎市
コンセプト	・学校や社会になじめず自宅にひきこもっている方、またはひきこもり経験のある方を対象としています。 ・参加者同士のコミュニケーションやグループでの作業を通して、社会参加したい方の第一歩をお手伝いします	主に成人の社会的ひきこもりの方対象とした、フリースペースでゆったりと自由に過ごすことのできる居場所です。普段家族以外の人と交流を持たない人が、ゆっくりとでも他の人と関わる中で自らの楽しみを見つけていき、フリースペースの内外を問わず、次なる一歩に踏み出す場となることを目指しています。
取組み	頻度	毎月2回、第1水曜日13:30～16:00、第3水曜日11:00～14:00に開催しています。
	内容	調理活動、座談会、軽スポーツ、施設見学、コミュニケーションのとり方についての学習、家族会や他団体との交流会などを行っています。その他、利用者の希望を取り入れています。
	参加している人	20代～40代の人を中心に、毎回の参加人数は5名程度です。
		第1～第4週の木曜日午後に関所しています。 ・世間のことや自身のことを語ったり、カードゲーム等をしたりして過ごしています。 ・調理、観光や散策、買物、小作業などすることもあります。 ・30代～40代の人を中心に、メンバーの入れ替わりは少ないです。集まるのが同じメンバー同士のことが多く、時間をかけて仲を深めていく傾向にあります。

- ・ これらの活動を長崎県の地図上にマッピングしたときに、以下の図表のような配置になる。



- ・ 居場所が集中している都市部では、回復段階によりさまざまな居場所を使い分けられる可能性がある。また、逆に地方部では選択肢が限られる。
- ・ 日常的な移動範囲内に当事者が集える場が、これからさらに増えていくことが望まれる。
- ・ 居場所の内容も、支援団体が行う取組みについては、農業体験や情報誌編集、人形劇といった狭い意味のフリースペースに留まらない活動を行っている。

オ ピアサポート活動

- ・ ピアサポート活動については、今回“ひきこもりの当事者の経験を活かしたピアサポーターとしての相談や訪問活動、居場所活動の中での当事者同士の日常の関わりをのぞくもの”として位置づけ、支援団体と県保健所、市保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）に回答を求めた。
- ・ 県保健所と市保健所については実施していない。長崎こども・女性・障害者支援センターについては、当事者に「ひきこもり家族教室」で参加者に向けた体験発表を依頼することがあるが、相談や訪問活動を行うことを促す取組みでない。

以上から、ピアサポート活動を実施しているのは支援団体が主であり、その実施状況やピアサポート活動にあたり感じる困難等については、4(2)イ 支援団体の項を参照。

	実施している	実施していない
保健所	0	10
支援団体	3	5

・ピアサポート活動については、支援団体が中心となり取組んでいる。

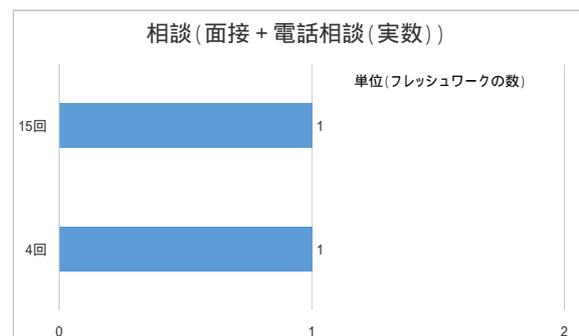
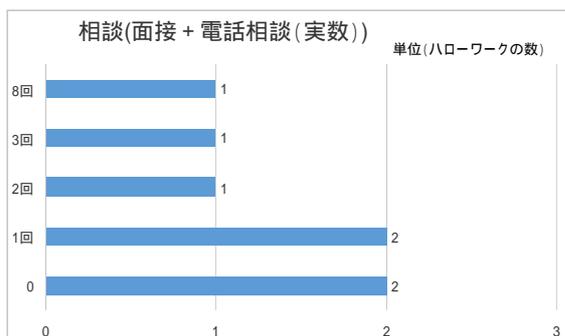
カ 就労支援

- ・ 就労支援に関する取り組みは、まずひきこもりを専門的に支援する機関、団体として、**県保健所**、**市保健所**、**長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）**に回答を求めた。
- ・ その結果、職場体験や職場訪問といった就労支援の取り組みは、**県保健所**、**市保健所**、**長崎こども・女性・障害者支援センター**では実施されていないことが分かった。
- ・ **支援団体**については4か所の団体で取組まれており、職場体験として、法人内での郵便物発送作業行うところ、法人内でパンの製造をおこなうところがあった。また法人内に就労継続支援B型事業所を備える団体は、精神科通院等があり対象となる人についてはB型事業所を利用して就労支援に取り組んでいる。職場訪問については、企業との協力で随時実施しているということが1か所あった。
- ・ **支援団体**については職場体験ができる仕組みを「常設」とした回答は4か所のうち1か所のみであり、残り3か所の団体についてはそうした回答ではない。

職場体験・職場訪問の実施について

	実施している	必要性を感じているが実施していない	必要性を感じておらず実施していない
保健所	0	4	6
団体	4	4	1

- ・ 一般就労支援としての**就労支援機関**のうちハローワークとフレッシュワークに相談のあった相談のうち、ひきこもりを背景とした相談については下記のとおりだった。



- ・ 若者サポートステーションについては、県内3か所の若者サポートステーションで、下記の4つのステップで就労支援を行っている。

若者サポートステーションの就労支援の4ステップ

ステップ1	キャリアカウンセラー、臨床心理士など専門の相談員によるカウンセリング
ステップ2	グループカウンセリングやグループ活動（ボランティア、スポーツ等）
ステップ3	職場体験
ステップ4	就職活動に向けての各種支援（求人検討、模擬面接、応募書類添削）

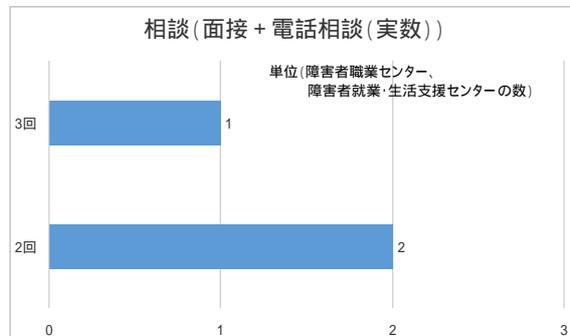
- ・ ひきこもり経験者、学校中退者、未就職卒業生等の相談について、関係各機関から県内3か所のサポステへ紹介のあった相談件数は下記のとおりである。

各若者サポートステーションへのリファー件数（再掲）

（集計期間 平成27年4月～平成28年1月）

	長崎こども・女性・障害者支援センター	ゆめおす	高等学校	市役所・福祉事務所	社会福祉協議会	医療機関	その他支援機関	総計
長崎若者サポステ	2	2	1	1	2	5	1	14
若者サポステ佐世保	0	1	2	7	0	0	0	10
五島若者サポステ	0	0	0	5	0	0	7	12
総計	2	3	3	13	2	5	8	36

- ・ 障害者就労支援としての「就労支援機関」としては、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターでその就労支援が取組まれている。うち、ひきこもりが背景にあった相談は、図のとおりになる。



- ・ ひきこもりを専門的に支援する機関・団体として、県保健所、市保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）に対し、職場体験や職場訪問といった就労支援の取り組みを尋ねたが、公的な機関では実施されていなかった。
- ・ 支援団体については、4 箇所の団体で取り組まれており、職場体験ができる仕組みを「常設」しているところは1 箇所であった。支援団体が就労支援を行うことを補助する制度が未整備な中で、就労支援を継続的に行うには、経営が成り立つ採算ベースが取れることが必要であり、その仕組みづくりに苦慮していることが窺われる。
- ・ 一方で、1 箇所のフレッシュワークについては、15 人の相談支援を行っているが、その他の就労支援機関については、障害・一般就労ともに、ひきこもりを背景とした相談等は数人程度である。
- ・ 若者サポートステーションは、ひきこもり経験者も対象になるような4ステップのプログラムを用意している。関係機関から若者サポートステーションへの紹介件数は、各種若者サポステで10～14件であった。
- ・ ひきこもりの就労支援にあたっては、緩やかな職業体験等の中間的・過渡的段階への支援を担う機関の役割が非常に重要で、繊細に配慮された支援が必要である。

キ 関係機関との連携状況

今回調査対象とした機関（支援団体を除く）には、不登校やひきこもりの相談者等を関係機関・団体につないだ件数、または普段の相談対応等で関係機関や団体と連携することがあるかを尋ねている。以下の図表参照。

図表 相談対応等で関係機関や団体と連携の有無

	支援団体 (NPO等)	当事者団体 (家族会含)	保健所	県子ども 若者総合 相談セン ター	県ひきこ もり地域 支援セン ター	児童相談 所	児童家庭 支援セン ター	発達障害 者支援セ ンター	学校	教育委員 会
福祉事務所(N=17)	5	5	7	2	1	3	0	0	5	7
医療機関(N=54)	4	2	20	2	0	6	1	8	18	1
就労機関(N=19)	1	0	1	3	0	1	0	3	2	0
サポート校(N=4)	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0

	市町窓口	若者サ ポートス テーショ ン	フレッシュ ワーク	ハロー ワーク	障害者総 合支援法 関連施設	障害者職 業セン ター	医療機関	県市町福 祉事務所	その他	連携する ことがほと んどない
福祉事務所(N=17)	9	5	1	3	3	0	4		4	5
医療機関(N=54)	7	3	1	5	5	4		7	5	14
就労機関(N=19)	0	9	1	5	0	4		2	3	2
サポート校(N=4)	1	1	1	0	0	0		0	1	0

関係機関や団体と連携することの有無を尋ねていることに注意

- 福祉事務所、医療機関、就労機関、サポート校に対しては、相談対応等で関係機関・団体と連携することがあるかを尋ねているが、連携先として多く回答されているのは、保健所、学校、若者サポートステーション、市町窓口である。
- 一方、保健所、県子ども若者総合相談センター、長崎子ども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門・児童相談所）、佐世保子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所）、市町に対しては、関係機関にケースをつないだ件数を尋ねているが、最も多く回答されたのは医療機関で、次いで学校、企業、支援団体（NPO法人等）等であった。
- ケース支援会議の必要性を感じている機関や団体がほとんどである。

各関係機関が、日頃から連絡会議等の手段や、ガイドブック等の媒体をとおして、相互の取組状況を知ることが必要である。また、具体的な事例の支援をとおして、ひきこもりの回復過程について共通認識をもった一貫性のある支援が必要である。

こうした取り組みにより、当事者や家族のニーズと実際のサービスをマッチングし、実際に合った支援体制を構築していく必要がある。

関係機関等にケースをつないだ件数

保健所	発達障害者支援センター	医療機関(病院等)	福祉事務所	児童相談所	児童家庭支援センター	地域包括支援センター	市町窓口	地域若者サポートステーション	ハロ-ワーク	企業	学校	教育委員会
県立保健所(8保健所合計)	0	11	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0
長崎市保健所	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
佐世保市保健所	0	14	0	0	0	2	5	0	0	0	1	0
県子ども・若者総合相談センター	6	52	0	4	0	0	6	9	4	50	49	3
長崎子ども・女性・障害者支援センター ひきこもり支援センター	5	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
長崎子ども・女性・障害者支援センター 児童相談所	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5	1
佐世保子ども・女性・障害者支援センター 児童相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
市町(19市町合計)	16	10	10	2	0	3	1	0	0	0	8	7
計	34	97	12	7	0	5	14	11	4	50	64	11

子ども・若者総合相談センター	当事者団体(家族会含む)	支援団体(NPO法人等)	カウンセラー(ｽｸｰﾙカウンセラー含む)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	グループホーム	障害者職業センター	障害者就労・生活支援センター	ひきこもり地域支援センター	その他
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
0	34	17	11	5	0	0	0	0	0	0	6	87
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	5
0	35	47	11	5	0	2	3	0	0	0	7	106

[参考]相談等の対応(平成26年度)

県立保健所(8保健所)	電話相談	訪問支援
合計	64	18
長崎市保健所	24	13
佐世保市保健所	15	38
県子ども・若者総合相談センター	136	0
長崎子ども・女性・障害者支援センター ひきこもり支援部門	26	1
長崎子ども・女性・障害者支援センター 児童相談所	8	4
佐世保子ども・女性・障害者支援センター 児童相談所	16	4
市町(19市町合計)	28	33

ク 業務連絡会やケース支援会議の必要性

- ・ 県保健所、市保健所、支援団体、市町窓口、福祉事務所 に、業務連絡会議を行う必要性を日頃感じているか、ケース支援会議を行う必要性を日頃感じているかを尋ねている。
- ・ 業務連絡会を行う必要性を感じていないと回答したのは、保健所で2か所、団体で1か所、市町で4か所、福祉事務所で3か所だった。

業務連絡会を行う必要性

	感じている	感じていない	すでに実施している
保健所	4	2	4
支援団体	8	1	2
市町	9	4	6
福祉事務所	11	3	3

- ・ ケース支援会議を行う必要性を感じていないと回答したのは、保健所、支援団体、市町ともにそのうちで、0～1か所のみだった。福祉事務所については、4か所の福祉事務所が必要性を感じていないと回答した。

ケース支援会議を行う必要性

	感じている	感じていない	すでに実施している
保健所	5	0	4
支援団体	8	1	2
市町	11	0	8
福祉事務所	10	4	3

- ・ ケース支援会議の必要性を感じている機関や団体がほとんどである。
- ・ 行政機関における業務連絡会等を「すでに実施している」割合は28.3%である。

5 まとめ

(1) ひきこもりに関する実態調査結果からみえる問題点・課題について

ア 本人の困っていること、意向について

本人が現在困っていることや悩んでいることは、「収入や生活費のこと」「気分や体調のこと」であり、家族記入分についても、1位2位は入れ替わるが、上位2つは同じ回答であった。

現状について抱いている意向については、「現状よりも積極的な社会参加をめざしたい」「何かしたいけど何をすればいいかわからない」であり、家族記入分よりも「現状よりも積極的な社会参加をめざしたい」と答える割合が多かった。

ひきこもりの過去には不登校の経験があるものが多く、不登校のその後をサポートすることが必要である。

こころの健康状態について、不調を感じる割合は約9割で、精神科等医療機関に一度は足を運んだことのある人の割合は高率である。

医療機関や支援機関に関しては、「カウンセリング」をはじめとした親身な関係を望む傾向がある。

相談機関の利用をした割合は3割程度で、利用しなかった理由としては、「相談機関等の情報がなかった」であり、情報発信が必要である。また、本人は「何かしたいけど何をすればいいかわからない」状況にあり、どこに何を相談していいのかも、漠然とした悩みでは、相談機関の利用に結びつきにくいことも考えられる。

本人は、「働かねば」「職を見つけたい」という気持ちもあるが、9割の方がこころの不調等があり、就労等の社会参加を目指す際には、緩やかな職業体験等の中間的・過渡的段階を踏みながら、本人の状態に応じた柔軟な就労支援体制が望まれる。

イ 家族がいま困っていること、現状への思い

家族が生活上の問題で困っていることは、「経済的な問題」「家族関係」である。

家族が普段抱いている意向・気持ちについては「じっくりと本人を見守る気持ちがある」「将来の設計が立たないので不安」「途方に暮れてしまう」と、両価的な気持ちがある。家族のつどい等に参加すると「じっくりと見守る」気持ちへと安定し、本人を前にすると不安になるなど、揺らぐ家族の気持ちを表していると推測される。家族自身も支援の対象であり、家族教室やつどい等、心理教育的な支援が必要である。

相談機関の利用をした割合は約6割あり、そのうち4割は相談機関の対応に満足しており、1割が不満と回答。利用しなかった理由としては、「行っても解決できないと思った」「どこを利用すればいいかわからなかった」と回答しており、相談窓口等の啓発が必要である。

ウ 相談支援

相談窓口として看板を掲げている保健所や市町については、6か所の**県保健所**と長崎・佐世保市以外の**市町窓口**すべてで相談者は1桁であった。一方で長崎市保健所、佐世保市保健所、県中央保健所は比較的多くの相談を受けている。

県保健所は平成23年度からひきこもり家族教室実施を中心とした事業展開で各圏域において相談窓口を設けたが、地域に潜在するひきこもり者の掘り起こしとしては難しく、限界があると思われる。

県子ども若者総合相談センターが県内で最多の不登校やひきこもりの相談を受けている様に、こども・若者の相談を広く受ける窓口の発信をとおして、不登校やひきこもりの相談に結びつく可能性がある。

県・市・町福祉事務所（生活困窮者自立支援法の自立支援相談窓口の集約機関）は、相談数は1桁が中心であるが、本人以外の家族等によりもたらされた相談数は本人からもたらされたものと同程度あり、生活に困窮して訪れた家族による相談でひきこもりが発見されることが推測された。

県・市・町福祉事務所は、どのように対応すればいいのかわからない・具体的な支援方法がわからないと感じており、一方で支援対象者、潜在化しているひきこもりの方についての情報提供を求めている。

メール相談は公的な相談機関での実施は、**県子ども・若者総合相談センター**が中心である。以上のことから、「不登校」「ひきこもり」の周辺の層まで間口を広げた、「こども・若者のことを総合的に扱う相談窓口」が身近にあることが理想であり、また、相談支援に係る多様な機関が、相互に連携していくことが不可欠である。

エ 訪問支援（アウトリーチ）

県保健所、**市保健所**、**支援団体**いずれも、ひきこもりへの訪問支援の件数は、面接相談や電話相談と比べて少ない。高度な専門性を要するひきこもりへのアウトリーチは、専門研修等をとおして技術を高める必要がある。

オ 家族への支援

心理教育的な支援としては**長崎こども・女性・障害者支援センター**や**県保健所**がひきこもり家族教室を実施してきた。中にはひきこもり家族教室が根付かない圏域もあった。

支援団体、**県保健所**、**市保健所**で、それぞれの特色を活かし家族会・家族のつどいによる支援を行っている。家族を支援する社会資源として、家族会・家族のつどいを身近に利用できる体制を整えていく必要がある。

カ 当事者向けの居場所・ピアサポート

居場所が集中している都市部では回復段階によりさまざまな居場所を使い分けられる可能性がある。また、逆に地方部では選択肢が限られる。

日常的な移動範囲内に当事者が集える場が、これからさらに増えていくことが望まれる。居場所の内容も、支援団体が行う取組みについては、農業体験や情報誌編集、人形劇といった狭い意味のフリースペースに留まらない活動を行っている。ピアサポート活動については、民間の支援団体が中心となり取り組んでいる。

キ 医療

精神科等医療機関に一度は足を運んだことのある人の割合は高率であり、「カウンセリング」をはじめとした親身な関係を望む傾向がある。

回答のあった54の医療機関のうち、22の医療機関がカウンセリングを提供しているほか、不登校やひきこもりに関連した多様な医療機能を提供している。

「不登校」や「ひきこもり」を主訴とした外来患者347人（入院患者38人）のうち、脳器質・機能的な背景のある精神疾患によるもの58人（同10人）、知的障害や発達障害があるもの43人（同13人）をのぞいた246人（同15人）は、いわゆるガイドラインでいう第3群に相当し、当事者同士の交流の場や就労に向けての支援が中心と考えられる群のひきこもりである。

医療機関と地域の社会資源とが日頃から連絡会議等の手段や、ガイドブック等の媒体をとおし、相互が取り組んでいることを知る必要がある。こうした取り組みにより、当事者や家族のニーズと実際のサービスをマッチングできる可能性がある。

ク 就労支援

ひきこもりを専門的に支援する機関・団体として、県保健所、市保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり地域支援センター部門）に対し、職場体験や職場訪問といった就労支援の取組みを尋ねたが、公的な機関では実施されていなかった。

支援団体については、4箇所の団体で取り組まれており、職場体験ができる仕組みを「常設」しているところは1箇所であった。支援団体が就労支援を行うことを補助する制度が未整備な中で、就労支援を継続的に行うには、経営が成り立つ採算ベースが取れることが必要であり、その仕組みづくりに苦慮していることが窺われる。

一方で、1箇所のフレッシュワークについては、15人の相談支援を行っているが、その他の就労支援機関については、障害・一般就労ともに、ひきこもりを背景とした相談等は数人程度である。

若者サポートステーションは、ひきこもり経験者も対象になるような4ステップのプログラムを用意している。関係機関から若者サポートステーションへの紹介件数は、各種若者サポステで10～14件であった。

ひきこもりの就労支援にあたっては、緩やかな職業体験等の中間的・過渡的段階への支援を担う機関の役割が非常に重要で、繊細に配慮された支援が必要である。

ケ 学校領域

スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業ともに、相談内容としては「不登校」が最も多く、在学中にはこうした事業等をとおして不登校への支援が行われている。

一方で、不登校の経過がありながら中学校を卒業したもの、同様に高校を中退したもの等、ひきこもりへと移行するリスクのある層へのフォロー状況について、詳細は今回調査では明らかにならなかった。

今後は、中学校卒業や高校中退のタイミングではなく、学校と保健・福祉等が双方関わりながらの支援の継続が望まれる。

コ 関係機関との連携状況

- ・ 福祉事務所、医療機関、就労機関、サポート校に対しては、相談対応等で関係機関・団体と連携することがあるかを尋ねているが、連携先として多く回答されているのは、保健所、学校、若者サポートステーション、市町窓口である。
- ・ 一方、保健所、県子ども若者総合相談センター、長崎こども・女性・障害者支援センター（ひきこもり支援部門・児童相談所）、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）、市町に対しては、関係機関にケースをつないだ件数を尋ねているが、最も多く回答されたのは医療機関で、次いで学校、企業、支援団体（NPO法人等）等であった。
- ・ ケース支援会議の必要性を感じている機関や団体がほとんどである。また、連絡会議等すでに実施している機関に関しては、相談支援体制の強化につながることを望まれる。

各関係機関が、日頃から連絡会議等の手段や、ガイドブック等の媒体をとおして、相互の取組状況を知ることが必要である。また、具体的な事例の支援をとおして、ひきこもりの回復過程について共通認識をもった一貫性のある支援が必要である。

(2) 今後の取り組みの方向性

- (1) 啓発活動： ひきこもり支援に関する社会資源ガイドブックを作成し、関係機関や当事者・家族へ広く啓発する。支援者への研修会を継続し、知識の獲得と訪問支援(アウトリーチ)等支援技法のスキルアップを図る。
- (2) 家族・当事者支援の継続：住み慣れた地域で、家族教室や家族のつどい、当事者会、フリースペース等の居場所が利用できるよう、体制を整えていく。また、居場所提供において、すでにいくつかの支援団体で実施している職業体験等の中間的・過渡的段階への支援が、就労支援の準備段階として非常に重要な役割であることを認識して体制を整えていく。
- (3) 関係機関との連携強化：「ひきこもり」を前面に出す相談窓口、あるいは不登校や生活困窮者支援、就労相談など「ひきこもりを主訴としない」相談窓口等多機関が、多面的に連携し、必要なケースを相互につなぎ合うネットワークの推進を図る。具体的には、ケース会議や連絡会議等既存の会議を充実・強化し、顔の見える日常的な連携を図ることや、ガイドブック等の媒体をとおして、相互の取組状況を知ることから始める。
- (4) 相談支援体制の整備： 「不登校」「ひきこもり」の周辺の層まで間口を広げた「こども・若者のことを総合的に扱う相談窓口」が市町内または圏域内において設置されること、「支援連絡協議会等支援体制を検討する会議」が市町内または圏域内において設置されることが望まれる。総合相談窓口や連絡協議会が市町内又は圏域内で設置され、具体的な事例の支援をとおして、成長発達過程の課題やひきこもりの回復過程について共通認識をもち、一貫性のある支援が必要である。

最後に、ひきこもり当事者・家族に対する途切れのない支援を目指し、本報告書が役立てられることを期待する。